

---

---

平成30年大和町議会3月定例会議会議録

---

---

平成30年3月6日(火曜日)

---

---

応招議員(18名)

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	9番	浅野俊彦君
2番	今野信一君	10番	今野善行君
3番	犬飼克子君	11番	藤巻博史君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（2名）

12番	平渡高志君	13番	堀籠英雄君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

---

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番中川久男君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

皆さん、おはようございます。

本日3月6日は、世界一周記念日ということであるそうであります。1967年、昭和42年3月6日、本日に日本で初めて世界一周の西回り路線が営業を開始したことを記念されておるそうであります。それ以前は、戦後の影響もあったんでしょうけれども、日米航空協定等によって日本の航空会社が世界一周の航路を持てなかったと、そんなこともあったところを記念した日であるそうであります。

そうした記念日に際しまして、通告に従いまして2件6要旨、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1件目でございます。町民参画・協働の推進を目的とする条例を制定しては  
でございます。

自治体の行政活動に対する町民の参加を権利として保障するため、自治体に町民参  
加を義務づけるとともに、町民参加に関する制度的仕組みを定めてはとありますが、  
町長のご所見をお伺いいたします。

1つ、統一的なガイドラインがないと、町民の権利を制限し、実施の有無、どのよ  
うな参加方法を採用するか担当課の裁量に委ねられ、ばらつきが生じる可能性がある  
とありますが、どのようにお考えになるか。

2つ、単に町民参加の推進を条例で宣言するのではなく、対象となる行政活動を列  
挙した上で、参加手法、手続も列挙し、どのように組み合わせて、その事業に合った  
内容で実施をしていくのか、基準を明確化すべきと考えますが、どのようにお考えで  
しょうか。

3つ、パブリックコメント手続や審議会等で審議するだけではなくて、それではあ  
くまでも受動的な参加の域を出ない可能性がございます。それを超え、町民政策提言  
手続を設けてはどうかと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、町民参画・協働推進のための  
条例に関する質問でございました。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されまして、地方分権時代が到来したと言わ  
れております。各自治体、そこに住む住民、地域が創意工夫を凝らして、みずからの  
考えと責任において、自立的な運営が可能な時代となったものでございます。

一方で、憲法や法律では間接民主制によります地方自治を保障しておりますが、首  
長の解散請求、議会の解散請求、条例制定の請求等の一部の直接請求を除いては、住  
民の直接参加によります地方自治については特に触れておりません。

このようなことから、住民が行政に参画する基本的な考え方や情報共有、共同のル  
ールを独自に定めて、共通の指針となる条例を制定する自治体がございます。その条  
例が「まちづくり条例」「まちづくり基本条例」あるいは「自治基本条例」等と言わ

れているものでございます。

ある民間団体の調査では、定めている自治体は370になるとされております。宮城県内でも5自治体で制定されているようでございます。

大和町では、制定の検討には現段階では入っておりませんが、第四次総合計画のまちづくりの基本目標に、まちづくり推進のキーワードとして「協働」と「人づくり」を位置づけ、基本方針でも「みんなで進める協働のまちづくり」を掲げておりますことから、基本計画に掲載された施策展開の方針と主な取り組みを中心に進めていきたいと考えているものでございます。

1 要旨目の、ばらつきが生じる可能性についてであります。実施する事業によって内容、目的等は異なり、必要となる人員構成も異なるのではないかと思います。担当課の裁量は、原案段階では働くことは確かにございますが、原案から案、そして決定に至るまでには庁内での検討が重ねられ、ある程度均一な対応がとれるのではないかと考えます。

ただし、条例を定めることとした場合には、一定のガイドラインを定めることによって、統一的な考え方で進めることができると考えます。

2 要旨目の、行政活動を列挙した上で、参加手法、手続、組み合わせ等の基準の明確化についてでございますが、県内の5自治体の条例を見ますと、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」におきましては、多岐にわたり基準を制定しており、参考になるものと考えております。本町において制定をすることとなった場合には、検討作業の中で本町の現状と課題等を考慮した上で、その内容を協議すべきものと考えております。

3 要旨目の、町民政策提案手続制度についてでございますが、先ほどの「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」また「登米市まちづくり条例」では、まちづくりに参加する制度として提案制度を定めております。また、他県では「住民10人以上の連署をもって提案する」など、より具体的に定めている自治体もございます。

町で推進しようとしている事業に対しての意見は、パブリックコメントや審議会での提案方法をとることが一般的であります。提案制度は、より町民が主体的に参加できる制度であると推測し、本町で制度化を検討すべきとなった場合には、町民の皆様のご意見、ご要望を聞きながら検討していくべきものであると、このように考えます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

先ほどの答弁の中で、間接民主制による住民参加の方法ということでお話がありましたけれども、整理して考えれば、間接的な住民参加の一例とすれば、やはり首長または議員の選挙というものがまず法的根拠もあって認められており、お話として、直接住民参加という中で、条例の制定や改廃の請求を代表とする直接請求ももちろん認めておりますし、議会の解散の要求または首長の解職の請求も住民請求の中で認めている内容であります。

その中で、今後のまちづくりを考えていったときに、冒頭のところで、では住民とはというところでまずはお話をさせていただきたいと思うんですけれども、住民が行政に参加をするといった場合の、住民といった場合には、町としてはどのような範囲で今お考えになられるか、まずお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

住民の範囲ということですが、基本的には大和町の住民という考え方だと思いますが、そのほかに、例えば企業さんが来られておったり、企業さんに勤めておられる方がおったりということがございますので、一概に大和町に、いわゆる住所を持っている人だけということではなくて、そういった意味では幅のあるものとは思っております。

議 長 (馬場久雄君)

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

今の回答で安心をいたしました。私も同じで、やはり住民といった場合には、単にやっぱりそこに居住を置く居住者という考え方ではなくて、これだけ企業さんを含め、誘致をした結果として、通勤をされている方、または大学があつて、学校に通われて



いる方であるとか、そういった方も含めた中で、広い範囲で住民と捉えて、どういった施策を打つべきなのかということやはり考える時代ではないのかなというところでは同じスタンスであると感じております。

そこで、お話であった、県内でも5自治体が制度化しているというお話でありましたけれども、全国的なところで、名前の呼び方は違えど、町民参加条例の必要性というところを認識いただいているんだと思うんですけれども、市町村によっては市民参加条例という言い方をされたり、市民参加推進条例という言い方をされたり、市民参画条例、呼び方は違えど、やっぱりそこに関係される広い意味での住民の方に幅広く意見を求めるという形が大分進んできておるやに思います。

そういった意味で、必要性については考えていただけたところではないのかなと思いますけれども、まず1要旨目の、条例化をしないとそのばらつきが生じるのではないかという点で問い合わせた内容で、私が表現したかったばらつきとはちょっと違った回答だったものですから、再度整理をしておきたいなと思うんですけれども、ばらつきと言っているのが、近年パブリックコメントを手法としてとられる事業があったり、最近、年明けですと、シンボルタワーのデザインをどうしましょうかと、アンケートではないですけれども、投票の形式をとられたりという形で、住民の意向を確認されているケースがございます。

そこに言っているばらつきというのが、この事業に関してはこういった手法で、例えばアンケート調査で意向をとるんだとか、こういった件に関しては、もちろん審議会設置条例があるので審議会形式で進めるんだとか、そういった決まりがない、特に審議会等の決まりがないものに関して、やっぱり何の事業をやろうとしたときに、住民の意向を確認する手法としてさまざまある中、どの手法を使うのかという意味で、ガイドラインがないとばらつきが生じるのではないのかという意味では、そのばらつきという話が、そういった意味でのばらつきを指しておりました。

決して原案の段階でばらつく話を議論する話ではなくて、その手法、方策としてばらつきが生じるのではないのか。それを防ぐ一つの方法として、ガイドラインが必要なのではないのかなと考える次第であります。もう一度そういった意味でどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、条例を定めるとかという問題とはまた別の話の、そういった一つ一つの施策についてご意見を頂戴する場合にということだというように理解します。

確かに、何とか委員会なり、この間、シンボルタワーの場合はアンケート調査なり、それに対して投票なりそういったことを踏まえての委員会での選考会という形でございます。そういった意味では、ばらつきといえば、統一性があるかということ、そういうことには町ではなっておらないのが現状ですね。

ただ、施策によってこういう方法、こういう方法というものは今いろいろ模索している状況でもありますし、これでというものが決まれば、それは一つの方法かもしれませんが、基本的な考え方として、例えば最終的にはこうしようとか、その過程についてはいろんな方法があるんですよとかということがあるのではないかとこのように思うんですね。

ですから施策も、例えばこの庁舎をつくる委員会があったり、コミセンをつくる委員会とかいろいろあるわけですが、その対象が多少違ってきたり、そういったこともあるのではないかとこのように思います。

基本的な考え方として、おっしゃるように、一つの考え方の統一性があれば、そういったことはやりやすい、我々もやるには非常にやりやすいところはあるかもしれませんが、統一していいのかどうかということについては、その案件、案件でいろいろ検討する部分もまだまだあるのではないかとこのようにもいたしております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

ガイドラインの必要性というところに関しては、ある程度お感じいただいているところではあり、確かにケース・バイ・ケースという部分があって、1つのメニューにおさまり切るかということについては確かに懸念される部分ではありますけれども、現状の住民参加の手法として本町でとっている形式以外にも、全国的なところを見るとさまざまあって、ヒアリング調査並びにアンケート調査に始まり、広聴会または説明会方式で意見を聞くであるとか、ワークショップを開いて、白紙の段階から議論いただくような案件、または無作為に電話番号または住民基本台帳の番号から任意に選んでい

ただいた方に入っていて、審議をいただくような住民モニター制度であるとか、あとはパブリックコメントももちろんありましたけれども、パブリックコメント的なところとなると、どうしてもやっぱり執行部サイドである程度たたき台をつくりながら、その内容に関してどうだと審議をいただいたほうがいいケースと、そうではなくても、やっぱりゼロの段階から審議していただくようなケースであるとか、確かに実際は執行部サイドで、ではそれを条例化しよう、または議会提案として条例化をしようというふうな問題の中身ではなくて、やっぱり何から、町長と住民の懇談会、または議会と住民の懇談会等でそういった内容を話題にしながら、どちらかという住民の皆さん主体で何らかをつくり上げていっていただくものであったほうが望ましいのかなという気もしないでもありませんけれども。

そういう意味で、さまざまな手法があるわけでありますけれども、ガイドラインという意味では、やっぱり一つの考え方であると思えますけれども、改めてもう一度。ガイドラインとしての、一つのガイドラインになるのではないかと私は考えるわけですが、町長はどのようにお考えになるか、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ガイドラインということですが、これこれこういう方法でやっていきたいと思いますというガイドラインですね。ただ、町では協働のまちづくりということで、皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思いますという、大きな基本の考え方があって、それで町長町民懇談会とかもやっておるところですが、おっしゃるとおり、テーマが決まっていると非常にお互いに話しやすいといえますか、そういった充実した意見の交換ができるということがあるんですね。

町長の町民懇談会でもなかなか人が集まらなかったりということがあって、皆さんからもいろんなご意見を頂戴したいところですが、やっぱり、例えば学校の合併とかそういったテーマがあったときには、皆さんのいろいろご意見をいただいて、そして皆さんのご意見を参考にさせていただきながら進めたという、非常にありがたいといえますか、そういったケースがあるわけです。

ですから、テーマを持って取り組みということ、そういったものに取り組むんです

が、今おっしゃったとおり、ヒアリングなりアンケートなり、無作為抽出法のやり方とか、そういった方法については非常にいろいろなものがある、それぞれにいいところ、あとは不足する部分といますか、そういったものがあるんだと思っておりません。

ですから、ガイドラインというか、みんなの声を聞いていきましょうという、大きな一つの方針があって、その方策についてはもう少し具体的にというお話ではないかと思うんですけれども、それであれば、例えば金額でやるとか、これ以上のシステムはとか、あとは規模のものでやるとかと、いろいろその決め方については、そういったガイドラインがあれば非常にいいと私も思います。ただ、どういう基準で、どこまで決められるのかというものについては、議員の皆さんからこういったご意見をいただきながら、今後いろいろ勉強していく必要があるのではないかと。

そういう基本があったほうが間違いなくいいとは思いますが、それに対してどういった形で、どういったものかというものについては、いろいろ皆さんのご意見を頂戴しながら、参考にさせていただきながら、勉強する必要があるのではないかなと思います。必要と、あったらいいとは思いますが。

議長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。私もあったらいいなと思う部分と、やっぱり住民の方に行政または議会にも関心を持っていただくという意味で、本当の意味で、参加いただくという意味で、やっぱり何らかそういった方向性を示しながら、どういう形で参加をいただくのがいいのか、何が問題なのかという意味で、町民、住民の方に関心を持っていただくということがやっぱり一番大事ではあるのかなという感じがしておりますので、そのような何か方向性ができたらなという思いでおります。

具体的に、実施された団体さんのいろんな意向も、まあ私は今、議員でありますから、議員仲間に聞いてみますと、二元代表制の中、あくまでも町民、市民を代表するのは、参加する個々の市民ではなくて、選挙で選ばれた市民の代表である議員でありというような意識がまだまだちょっと強い部分があって、そういった意味で、実際に実施するに当たって、多少、議会との中でぎくしゃくする部分も最初はあったようなところもあったように聞いております。

開かれた議会、または開かれた行政という意味で、町民参加をして、行政に参加していただく、または議会に参加していただくという上では今後、あたかも住民の皆さんで話し合っていたいただいた結果を、行政サイドまたは議会サイドでさらにまた別な視点でもむという意味で、やっぱり議会が必要な話であって、そういう中で何の議論もなしで進むというような話ではなく、やっぱり議会としても住民の皆さんと意見交換をしていく場を今後もっと設けていくべきだろうなという思いであります。

具体的に、3要旨目になりますけれども、町民政策提案手続についても、柴田町の事例をいろいろ調べていただいております。確かに、制度化するにおいては、どのような意見を持たれているのか、またはどんな検討をすべきなのか、検討していくべきであると考えているというご回答でありましたので、今後の検討を期待するところでありますけれども、柴田町に限らず、今後もその事例の研究はしていただき、何らか町民との懇談会等の中で、一つのテーマとして議論していただく内容に私は値するのではないのかなと考えますが、最後にこの件に関しまして町長のご見解をいま一度伺いしておきます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたけれども、制度的なものを検討している状況では現段階はないところですが。しかしながら、これも第四次総合計画の中で、協働のまちづくりということで、住民の皆様方と一緒にまちづくりをしていくということはどういうことか、それで進めてきております。

したがって、パブリックコメントといったやり方とか、提案型ですか、そういったことについても、制度になるかどうかということはまた別問題として、そういったこともあるかどうか。あるかどうかと、そういったものもあるんだと思いますし、町長への意見とかと今、出してもらっている部分もあるわけですね。ああいうときにも、いろんなご意見も頂戴しています。要望とかそういったこともあるわけでございますけれども、ああいった形のもう少し具現化したものとか、あるいは、それこそ懇談会の際にいろいろ提言をもらおうとか、そういった方法もあるとは思いますが、皆さんからご意見をいただくという、出していただきやすい方法を考えるとか、出していただく方法とかといったものについては、これまでもやっているところでございます

けれども、これからも住民の意見をしっかり聞けるような体制、出していただけるようなことについては、いろいろ勉強してやっていきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。人口も2万7,000強ということでふえている中、いろんな考えを持たれている方がいらっしゃる中、余りに小さい範囲をやっぱり一つの範囲として意見を聞いてしまうと、偏った意見になりがちの部分もあるでしょうから、やっぱり、性別、年齢、職業含め多様な方々の意見を広く聞きながら、最終的には政治判断をしなければならぬ部分はもちろんある中でありますので、偏った意見を聞くのではなくて、広く全体の意見が聞けるような対策、または総合計画の中で協働のまちづくりを宣言しているからというところが根拠になっておりますけれども、やっぱり具体的な条例または法令で定まっていたほうが、より今後の運営される方、課長さんを含め変わられた中でもばらつきが生じないように、そういった制度の安定化を図るという意味でも、その条例化には私は意義があるのではないかなと思うところではありますが、具体的にまだ条例化までは検討されるお話ではありませんでしたが、条例化に向けて、住民の皆さんにいろいろ問題意識を持っていただくという、問題提起も必要なのではないかなと考える次第ではありますが、きちんとした条例化の方向性という部分に関して、いま一度お考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住民の皆さんの意見を聞くということは当然の話でございまして、いろんな方々に聞くということは当然だと思っております。いろんな方の意見、それぞれの立場でございまして、聞けば聞くほどどんどん難しくなることも現実だと思っておりますが、その中から必要なもの、必要な施策をやっていくということが我々の役目だと思っております。そういったことをしっかりやっていきたいと思っております。

それから、条例化についてでございますけれども、おっしゃることは、そういった

議員の考え方もなるほどなという思いもございます。しかし……しかしということはないんですけれども、今の段階で、今、協働のまちということで、条例化とかをする段階の前に、条例化の何が必要かといった場合に、やはり情報の共有とか、あとは住民の方々の考え方もいろんなことが、参加するに当たって、議員の質問に、町民の権利を町民に参加を義務づけるというようなご意見もあったところでございますが、そういった場合にはなかなかどういう義務なのかということもございまして、そういったこともいろいろ考えていかなければいけないんだなと思っています。

それで、やる方にはやっぱり情報の共有ということが一番大切だと思っております。町からの情報の提供といったものを今なかなかうまくいっていないといいますが、広報等でやっておりますけれども、もっと議員の皆さんからもいろいろご意見がある中でございますので、そういった情報の発信といいますか、そういったことの基本的なことを、そういったもののレベル等も町としても上げていかなければいけないのではないかと。そういった準備をしながら取りかかっていく必要があるのではないかとこの考えを持っております。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番（浅野俊彦君）

今後の議論に期待しまして、2件目の質問に移らせていただきたいと思っております。

保育所整備を急ぐべきではということでもあります。

施政方針におきまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、平成27年度に「子育て」「定住」「教育」をキーワードに、見直し後の3年目として、子育て支援、中心市街地と周辺地域の均衡ある住環境の確保を主要課題にするとうございました。

しかし、ことしも入所できない待機児童が多数いる中、子育て支援住宅の成功、さらなる定住促進のためにも早期に保育所整備策が必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

1つ、現状の保育所整備の方策は。

2つ、候補地選定の範囲を広げては。

3つ、既存施設の有効策も検討してはでございます。

お伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、保育所整備についてでございます。このことにつきましては、きのう犬飼議員さんにもご質問いただいたことございまして、犬飼議員さんにも回答申し上げてあったところでございますけれども、待機児童の問題につきましては、本町の重要な課題であるという認識もしておりますし、位置づけをしております、これまでも待機児童の解消を図るために、認可保育園及び小規模保育園の新設を初め、認可保育園の利用定員の拡充、認可外保育施設利用者補助事業の対策等を講じてまいりました。現在も、これもきのう犬飼議員にも答えましたけれども、そういった取り組みをしているところでございます。

さらには、保育所整備候補地の選定の取り組みと並行いたしまして、早急に保育所設置を行うため、全員協議会でも説明申し上げたところでございますが、用地の確保も含めて認可保育園設置運営事業者の募集を行うこととしております。

次に、候補地の範囲を広げてはということでございますけれども、候補地選定は、基本的には待機児童が多い地区及びその周辺において、保育所整備候補地の選定を進めることとしているものでございます。

次に、既存施設の有効策も検討してはとのことでございますが、既存施設の活用は大変大切なことだと思っております。しかし、町の既存施設、現在はそれぞれの施設におきまして、施設目的を踏まえて活用されておまして、当面、既存施設につきましては、現状と同じような施設活用をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

保育所整備でありますけれども、ご回答の冒頭で、重要な課題であるという認識を持たれていることは、私も同じ認識でございますけれども、なぜ重要なのかという部



分で、まちづくり全体から考えた場合の、一つのやっぱり関係性もある中、単に待機解消ではなく、質問の中にも書かせていただきましたけれども、やっぱり子育て支援住宅の成功を左右しかねない、またはさらなる定住者をふやすというところで、大和町に家を求めたいが、結果的には共稼ぎが前提でローンを組まざるを得ない方がもちろん大多数だと思うんですけども、その方々が、では共働きで働こうと思った場合に、子供さんを預けるところがあるかということは、鶏が先か卵が先かではないですけども、やはり子育ての環境というものは必要不可欠であって、さらに企業さん側の今の有効求人倍率の高さを見た場合に、やっぱり必要な人材の確保を幾らでもしたいという企業さんがいらっしゃる中、確保できないような環境になれば、せっかくいらしていただいた企業さんがどちらかに移られるなんていうことにもつながるのではないのかという思いで、本当に重要な課題であるなという認識で私はおるんですけども、町長はそのようなご認識でお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もちろん同じような考えの中で、大切なことだというような認識をしているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

同じように、重要な課題であると認識をいただいていることであって、そういう中で昨年、公園法の改正を受けて、吉岡の南の中央公園内に保育所整備の話を検討いただいたわけでありましたが、その周辺の住民の方々の意見を伺った中で、なかなか前向きではない回答があった中、結果的に断念するに至ってしまったというところも、住民の意向をどういう範囲で聞くのかという部分、またどういうタイミングで聞くのかということは非常に難しい局面に直面されたのかなという思いでもありますけれども。

そういう意味で今後、次の策として、市街化区域内で実現性が高いというところで、吉岡地内で候補地をまた探すというお話がある中ではありましたけれども、それとはまた別な策として、認可保育所の設置運営業者を募るということで今回、子育て支援課からを通じて提案があったわけでありましてけれども、現実問題、これから応募を募って、来年4月の開設というものはかなりハードルが高いのではないのかなという気がいたしております。

そういう意味で、募るのは募るで、これはこれで可能性がゼロではもちろんないわけでありまして、近々の課題ですから続けていただくとして、並行して町として直接、用地の選定をしながら、運営は民間に委託するとしても、並行して進めていく内容であるというお考えでよろしいのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおりでして、この間、全協で皆様方にご説明申し上げました、新しい方法というか、これまでとは違って、用地も運営する人たち独自の民間の力で探してもらった中での募集ということで今後、募集をかけておりますけれども、当然それと並行した中で我々が土地を探して、そして今までやってきた手法、あるいは民地を借りてとか、そういったことについては一所懸命、並行してやっていくという考え方でございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

並行して進むというところに非常に期待する部分でありますけれども、具体的な吉岡地内での候補地の選定という中で、私もこの間断念したお話、町内、吉岡中心にいろいろ車で歩きながら考えた中で、例えば旧吉岡児童館の跡地でもあるセラピー広場であるとか、あとは吉岡の木造住宅の解体が進んでいる、例えば西原の再開発にあわせて、一つの候補地にならないかなとか、さまざま考えたわけでありましたけれども、公園内を選定する段階でそういった場所も、何からその候補として執行部側で議論の

テーブルに乗った場所であったのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

今の議員のおっしゃった2カ所については、候補地として当然考えました。セラピー広場のところ、グラウンドゴルフをやっているわけでございますが、そこは道路がないということはあるんですけれども、周りの民地を活用してということもあったのですが、周りの民地の開発の予定が別に新たに出てきたりとか、そういったことでちょっと難しかったということ。

それと、住宅のところもそのとおりにあるんですけれども、何戸か残っている部分がございます。あの方々のせいにするわけではないのですが、そういった方々の居住権といえますか、そういったこともあるということ。

即、早くやらなければならないと言いながら、なかなか進んでないところありますけれども、そういった状況については難しいというか、そういったことがありまして、検討はしたのですけれども、そこは断念といえますか、そういう経緯があつて、公園という考え方で。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

候補地選定に当たっては、実現性が高い市街化区域でということになると、やっぱり吉岡中心にという部分になるのかもわかりませんが、吉岡に限らず、周辺のちょっと離れた市街化調整区域外の、例えば吉田とか落合のほうだとかという部分も一つ広げていただきながら、実効性のある場所をもう一回当たっていただきたいなという思いでありますけれども、そういう意味で、私も当選以降、中心市街地と周辺地域の不均衡な部分、または人口的なバランスがずれてきている部分をずっと問題指摘をさせていただきながら、何らかの対応策がないのかという部分、町長とも何度も議論させていただいておりました。

そういう中、人口の増減を考えたときに、気になっていた部分で、私もこの間まで

は、やっぱり実際に待機児童がいっぱいいらっしゃる地域にあったほうがいいのかなと考えておったんですが、そもそも昔、やはり我々の年代ぐらいまでは人口がある程度保ってたのは、その当時、各地区にやっぱり保育型の児童館があったからではないのかなという思いを正直、持っております。幼少時代に過ごした、生活した場所というものがやっぱり違った思いがたくさんあって、そういう意味で、小学校区が各地区にある中、その小学校区に上がっていただくお子さんという意味でいくと、または子供さんを持たれた方が住みたいとお考えになる今の環境を考えると、実際に待機児童がいる吉岡のみならず、周辺のエリアに広げて、各地区に保育所、昔で言う児童館保育みたいな場所があってもいいのではないのかなという発想の転換を、ここ10日ぐらいでしております。

町長として、児童館保育という部分、どのようなお考え、思いがおありなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

各地区に保育型児童館がということは、私もそうあれば一番いいと思います。そういった形で、そこに子供さんたちが集まって、そして地域が活性化されるということは非常に理想的だと思います。

保育型児童館がなくなった理由が、要するに保育を受ける人たちがいなくなってしまったからなくなったんですね。それで今、通所型という形になっているわけですが、保育を受ける子供さんたちがいるのであれば、それはそのほうが絶対いいと私も思うんです。ただ、なくなった理由がそういうことで、地元にいなくなってしまったということなので。ですから、子育て支援住宅とかいろいろやって、今度そういった子供さんたちをふやそうという考え方でおります。

そういったことは一つ必要だと思っております、それは一つだと思っておりますが、今、待機児童を求められているお母さんが住んでおられるのがこのエリアということなんですね。それで、学校を使うとかといったことを我々も一番最初に考え、そして、あいった施設がせつかくあるんだから、そういったところに行っていれば、それは一番いいという考え方は基本持ちまして、当然考えたわけでございますけれども、今、児童館に通わせるお母さんというのは勤めをされているということがございます。

したがって、送っていったら迎えに行ったりということがあって、車であるから5分、10分という感覚、私は古い人間で持っているんですが、なかなかそういう感覚といえますか、考え方についてはいろんなご意見があるようでございます。

例えば、吉岡でも、このエリアから少し離れた公園側、総合公園ですかね、ああいいうエリアにということでも、まあ、みんながみんなはないかもしれませんが、やはりかなり遠いといえますか、そういったご意見、お話も聞くところでございまして、通勤して、その途中で子供さんを預けて通勤されて、帰ってきたときにはやはり近場というお考えがどうしても基本的な考え方、みんながみんなではないんですがね。ということもあるということ。

吉田、落合、ああいったところを使えればという私、思いも同じようにあるのですが、なかなかその辺については利活用する方の立場を考えた場合に難しいというような判断もしております。

したがって、今回の場合は吉岡地区といえますか、そのエリアということで考えておるところでございしますが、将来的に、例えば児童館、支援住宅等々ができて、そして子供さんがそのエリアにふえてくるようなことがあった場合には、例えば小規模とかそういった形で、その地区でやるということも方法としてはあるんだと思っておりますが、今回の保育所についてはそういったことではなくて、ある程度のキャパを持った方々の対象ということでございますので、そういった意味で、絞り込んでいるわけではないんですが、この周辺とさっき回答させていただきましたが、そういった考え方で今、場所の選定等々しておるところでございします。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。近いに、便利にももちろん利用される方はそれにこしたことはない話も、それはある程度わかる部分もありますが、将来的に人口がピークを過ぎていった場合のことを考えたときに、確かに数をそれだけふやしていったのかという思いもやっぱり我々も持つように、町長も多分持たれているんだと思います。

そういった意味で、万人に100%のももちろん事業はなかなか難しいんであろうなという思いもありますが、結果的に総論として最善の策を探っていただきたいなという中で、民設民営で募集をかける吉岡地区内の話と、それが仮にだめだった場合の策と

して、行政側で運営または提供する場所の候補地を探していただきながら、さらには今後来るであろうというところの、子育て支援住宅に入居される方を目途とした、旧校舎を使った一時的な保育という部分は、目先の話ではなくて、ある意味直近の話だと思うんですよね。私的には、子育て支援住宅に入っているかどうかを左右する事業になるのではないのかなということからすると、またそのスピード感がちょっと足りないような気がするんですけれども、もう少し子育て支援住宅、定住促進に向けた先行投資として準備を急ぐべきではないのかなと。それと、旧校舎の活用なりという部分も含めてするべきではないのかなという思いではありますが、いま一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援住宅ということでございますので、そういった住宅に対しての今後の対応ということだと思います。今現在も、各地区からこちらに来ている児童さんがいるんです。落合から20人ぐらい来られています。それと、吉田から5人だったか、あと鶴巣から2人、ちょっと違うかもしれない、そういう形。そういった方がいるということでございます。落合の場合は、その舞野地区が多いということで、そういう形になっているようでございますが、そういった方が全くいないわけではないということもあるんですけれども、2人……そういうことを言ったらなんですけれども、小規模にしましても、結局3歳以降、幼稚園、保育を受けるといったものがないと、基本的にはだめといたしますか、そういった条件がついておるところでございまして。そういったものの整合性の整備といたしますか、そういったのと連動しているところも、受け皿といたしますか、そういったものもやっぱりやっていかなければいけないと思います。

スピード感はないというお話ではございますけれども、そういったことでございまして、今から建物を建てていくわけでございますけれども、入居された場合の、それまでの人件費の問題とかいろいろ出てくるものですから、維持していくと ですね。ですから、そういったことについては、それにきちっと合わせた中でのやり方といたしますか、入居が始まったときに、どういった考え方、入居する方のいろいろ面談もあろうと思いますので、どういった考え方で入居するか、地元がいいのか、それと

も通勤の途中でそっちがいいのかとか、いろいろ出てくると思いますので、そういったことを一応いろいろ聞きながら、そういったものに迅速に対応できるようにやっていければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

子育て支援住宅の鍵になり得るだろうということで今お話をさせていただきましたが、そのほか本町としては、3世代同居に対して補助のメニューもあつたりという中で、なかなかそうやって戻ってらっしゃる方がふえていかない部分の一つとして、実際に戻って、ではそのままお勤めをしようと思っても、なかなか今、おじいちゃん、おばあちゃんが子守をしてくれているというような環境よりは、同じ世代の子供たちの中で保育をしたいんだという親御さんがいる中、その場がないということも一つのたがになっているような話も伺います。

そういう意味で、せっかく周辺地域も含めて人口をふやしましょうという事業をしている中、総合的にいだけただけるような場として、検討に値する保育所の設営ではないのかなという思いでありますけれども、ぜひ総合的に、必要な事業であり、なおかつことしの新年度予算でもありましたけれども、ふれあいセンターに関しても、その維持管理費がかかる部分、それが幾らかでも薄まる部分も出てくるやに感じる部分があり、なおかつ、決してその建設にかかわった文科省の補助金の返還とかに値しない事業として認められる内容ではないのかなと、そういった利活用になるのではないのかなという思いであります。

決して地域の皆さんも現状の使い方で、もちろん文句は言われてらっしゃらないわけではあると思いますけれども、実際にそこを一部、1教室なり、または2教室なりを保育所として活用して、その地域を盛り上げていこうという施策であれば、逆に反対される方のほうが少ないのではないのかなと。建物自体もそうやって使っていたほうが喜んで、生きた建物になるのではないのかなという思いがしております。

そういう意味で、総合的に人口の均衡と活力のバランスをとるという意味でも、意義のある動き方ではないのかなということを考えまして、ぜひ休校となった昔の中学校、ふれあいセンターの利活用という部分も再度、検討の土台に乗せていただきたいと思いますが、最後にお一言だけご回答をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふれあいセンターの利活用の話になってきたと思っています。現在も使っていておりますし、そういったことで利活用いただいております。

例えば、保育所にするといっても、文科省とかは多分問題ないんだろうなと思いますし、地域の方はもちろん手を挙げて賛成していただけるんだというように思っております。そういった形で利用できるということであれば、もちろん利用していきたいと思いますが、今すぐ保育所にとということについてはなかなか、さっき申し上げたとおりの状況でございます。

今、子供さんもふえていることもさることながら、お母さん方の働く意識が強くなっているということで、5年ぐらい前だと子供の就園率が25%でしたかね、希望率が今33%になっているんです。そうすると、8%ふえているということは、100人だったものが8人ふえるんですね。1,000人いると80人ふえるんですよ。ですから、子供の数以上にそういった部分でふえてきているということがあったりするものですから、そういったことで、そういったものに対応できるように今、まず大きい部分で見えております。

子育て支援については、皆さんご心配されていることだと思っておりますので、そういったいろんな考え方をもちながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。働きたいという方がふえていっちゃうという一つの局面に、やはり企業を含めた、求人もいいというところも一つ起因している中、やっぱり社会として受け皿をつくってあげられるような、都市型的な人口構成、町民構成になってきているのではないのかなと思ひます。

そういう意味で、効率的な、先を見据えた、今ある資産の有効活用も踏まえて、有



効活用も検討いただき、保育所の運営、設立を願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、11時10分から再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

それでは、一般質問を行いたいと思うところでございますが、初めに、間もなく大震災から7年を迎えるところでございます。津波等で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々へのお見舞いと、そして現在も復興・復旧に尽力していただいている方々に敬意を表したいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして一般質問をいたします。

まず、1問目でございます。本町庁舎の維持管理についてお伺ひいたします。

本町の庁舎が完成して7年が経過いたしました。今後も長く活用していくためには、適切な維持管理が必要であると思ひます。

そこで、以下の点を町長にお伺ひいたします。

1、庁舎の完成引き渡し後、どのようなふぐあいがあったのか。

2といたしまして、本町庁舎の施工業者とふれあいの杜施工業者は同じでございます。開所間もないふれあいの杜、多目的ホール「杜っこホール」でふぐあいがあったようでございますが、どのようなふぐあいであったのでしょうか。また、さらなる補修等はあるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、本庁舎の維持管理についてでございますけれども、本庁舎は平成22年3月に完成いたしまして、同年5月から供用開始となっておりますでございます。

庁舎完成引き渡し後のふぐあいにつきましては、雨漏りがございました。これは、建物のコンクリートのつなぎ目から、台風や豪雨時の強風により建物内に雨が侵入したものでございます。この対応につきましては、施工業者の補償工事により、壁に雨水侵入防止の塗装を行ったところ、改善が見られ、現在におきましては雨漏りはおさまっている状況でございます。

次に、ふれあいの杜の多目的ホールのふぐあいでございます。こちらは、平成28年12月に完成いたしまして、平成29年4月のオープンまでの約3カ月間を締め切り状態としておりました。多目的ホールは施設の最も南に面しておりまして、太陽光が最も当たる場所でもございます。

その結果、室内と外気の温度差で発生した結露や湿気が原因となり、木製床材が膨張して浮き上がる状況となりました。開館後は十分に換気を行ったところ、床材が下がってきましたが、完全には戻らないことから、補償工事により平成29年10月に床板を交換しております。工法は、床下のコンクリートと床材をボルトで固定し、浮き上がりを防止しております。そのほか一部の場所でも浮き上がりを確認しておりますので、後日、補償工事により対応することとなっております。

それ以外のふぐあいにつきましては、施工業者の1年点検により、児童館側入り口部の風除室内で雨漏りらしきものを確認しております。4月から12月までは確認されなかった場所がありますことから、外側の雨どいまたは結露の両方を疑い、現在調査をしているところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁いただいたところでございました。

まず、庁舎のことについてお聞きしたいと思うんですけども、当時、私もまだ議員でもなかったんですが、たしか当時は中国でのオリンピック等々の件もあったと思うんですね。それで、資材が高騰したりして、たしか入札不調に1回か2回かなったのかというお話をちょっと伺ったところもございます。

そんな中で、非常に皆さん本当にご苦労なされて庁舎をお建てになったと思うところでございますが、完成引き渡し後すぐではないかもしれませんが、雨漏りがあったということ、町長はどのようにまずお感じになりましたか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どのように感じたということでございますけれども、新しいはずだよねというのは思いました。ただ、雨が横から降るといいますか、台風とかそういったことございまして、だからいいという問題ではないんですが、うちなんかもそういうことがあったりするんで、そういうケースもあるのかなとは思ったところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

横から雨がというお話だったんですけども、本当に個人にとってはおうちを建てるということはすごい一生のうちの大変なこと、役場庁舎を建てるということも非常に大変なことだと私もわかります、そこは。それで、建ってからこうやって雨漏りとかあったときに、少し町長、何か軽く私は今のご答弁は感じたんですけども、やっぱりがくっと来ますよ。建物を建てて、そういう雨とか雨漏りとかあったらもう本当にながくっと来ます。

そんな中で、今さらにお聞きしたいことは、この雨漏り修理はおさまっている状況というご回答だったんですけども、その後ほかにもいろいろなふぐあいは何かなかったのかお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

庁舎に関してということですね。（「はい」の声あり）町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その後のふぐあいということですが、チラーというんですかね、ああいうものの交換時期が来たり、そういったことはあったと思います。それから、ふぐあいではないんですが、庁舎ではないんだけど、あちらの車庫の雪がどんと落ちてくるとか、ああいうところで、これはちょっと危険だったと、今おろし方をしていますけれども、そういうこともあったし、また震災があったりしたものですから、震災では駐車場もゆがんだりとか、そういったことがあったところです。

あと具体的にというとなんか、細かくは財政課長、わかる……ちょっと、わかる分で。済みません、資料を多分持っていないと思うので。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

庁舎完成当時、直接的に財政課に在籍しておりませんので、詳しいことは申し上げられないんですけれども、確かに一番のふぐあいというものは雨漏りだったのではないかなと私は当時、外から見ていて感じておりました。

また、やはり今、町長がおっしゃいましたように、震災が直後1年しないうちに来たということもございまして、要するにふぐあいなのか、震災の影響なのか、今となってははっきりしないところがあるのではないかなとは感じております。

それからあと、施設が7年経過するわけでございますので、経年でどうしても部品なりそういったものを交換することは当然必要になってきますので、そういった以外のことを除いては、特段のことはないのかなと私自身は感じているところでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

特段のというご回答をいただきましたが、私も議員になりまして、議会棟、この3階に上がることが多いんですけれども、その天井の壁と、廊下の、こちらの壁と、雨垂れの跡がすごいですね。震災、もちろんひどい被害でしたけれども、宮城県沖、それから阪神・淡路後の建物ですかね、ある程度頭に入るといえるか、建築法等々もありまして、そういうものも入れながら庁舎というものは建てられるものではないかなと私は思うんですけれども。

今、町長、課長からご答弁いただいたところなんですけれども、本当に庁舎は長く使うと思うんですよ。50年ぐらい使うのか、ちょっとそれはいろいろあると思うんですけれども、その中で、まだ7年なのに、私からすれば、天井ににじみが出るぐらいの、恐らく水漏れだと私は思うんですけれども、そういうふぐあい等々あったり、あとは庁舎の裏といたらいいのかあれなんですけれども、壁のタイルがちょっと浮いていたりとか、雨どいですか、そこも何かぼたぼた落ちる部分があったりとか、本当に震災の影響かどうか、その辺は先ほどのご答弁どおりだと思うんですけれども、私が見てもわかるぐらい、いろいろあるのではないかなと思って質問をしたんですけれども、そこまで余り重要に考えられていないのか、それとも大したことはないと思ってられるのか、ちょっとはかりかねるところなんですけれども。

やはり長く使うものに関しては、常にメンテナンスをしていくべきだと考えますし、もちろん何年ごととか何カ月ごととかという検査というんですか、あるんだと思うんですけれども、もう少しお手入れに気を使っただけでもいいのかなと思うんですが、いかがですか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

議員お話しのごことは、要するに維持管理の仕方についてということだと思います。維持管理は当然きちっとやっているところがございますけれども、そうやって見逃しているところもあるのかもしれない。そういったことはご指摘いただいて、そういうものは早速直していかなければいけないので、やっていかなければいけないと。

壁の石が落ちているとかと、前にもあったんです。そういったことについては、ど

んどんはたいたりしてやるとか、あとは雨どいの問題とかそういったものはそれぞれ、その都度補修もしているわけでございまして、決して手抜きをすとかということではなくて、当然新しい庁舎ですので、大事に使っていかなければいけないということは十分承知しております。

ただ、気づかないときもあるかもしれませんので、そういったときは速やかにご指摘いただければ対処させてもらいたいと思います。

議長（馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番（馬場良勝君）

そうですね。本当にすごい労力を、庁舎を建てるということは使うし、私も昔の役場庁舎に何度もいろいろ用事があつて行ったときも、本当に大変な思いをされて、職員さん方も使っていたんだろうなど。

それで、新しい庁舎に入って、気分も新たに、本当に大和町のため、町民のために頑張っていこうと思っていちゃいますから、やはり自分の本当におうちみたいなものだと思うんですよ、職員さんたちにとっては。町長にとってもそうかもしれません。自分の家にいるよりこっちにいるほうが長いと思いますから。そういうときに、やはり自分のおうちだと思うぐらいの気持ちで、もちろんほかから来られる方たちもたくさんいますから、町の顔ですからね。きっちりそういうところは、少しでも壊れたところがあったら早目早目に直して、そこから広がっていきますから。やはり、そういうことは万全な手入れを今後も期待したいところであります。

1 要旨目については以上で終わりたいと思います。

それでは、2 要旨目に行きたいと思います。ふれあいの杜多目的ホールのふぐあいということでお伺いいたしました。これは、なぜこういう質問をしたかということ、町民の皆さんとの懇談会を議会で行わせていただいたときに、あれ、何かやってないということから、いろいろお伺いしたら、どうも板の張りかえだということですね。よくよく考えると、本当に建ったばかり、私からすれば。もうできたばかり。それなのに何で床張りかえなきゃいけないの。これも先ほどと同じなんですけれども、何でできたばかりなのにこんなことしなきゃいけないのという思いが非常に強かったんです。

まして、もう使い始めているのに修理をするということは、やっぱりいろいろふぐ

あい、使っている方たちにとっては、いろんなご不便をおかけするのかなと思います。

その中で、多分、建物を建てる業者はプロだと思うんですね。ということは、ご回答いただきましたけれども、締め切っていたら湿気が出てということ、それも含めてつくるのが施工業者ではないかなと私は思うんですけれども、その辺、町長はどのようにお感じになられますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施行される方については、基準といますか、そういったものがあって、建築基準法とか合わせるんですかね、そういったものにのっとって当然つくってもらっているんだと思っております。

完成については、町でも完成検査をして、そして引き渡しを受けるという状況でございます。結果的にこうなったということで、その事実は当然そういうことなんですが、どこにふぐあいといますか、施工の仕方とかそういったことなのかについてはちょっと私も専門家でないからあれなんです、考えられることとして、先ほど申しましたとおり、その後の管理の仕方といますか、そういったことについてのまずさといますかね、常に換気するとかがなかったということが原因だったということでございます。

それ以上、そんなことはあるんだろうかとかいうことを全く思わないわけではありませんが、引き渡しを受けている中でございますので。それと、その分については瑕疵期間といますか、当然、建設した人にそういった部分については修繕してもらうという約束もあるわけですから、その辺はきちっとやってもらうということでございます。

これが、こういうことがあってどうだということは、確かにまずいといますか、本来あってはいけないことだと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

本当に今、町長のお言葉にあったとおり、あってはいけないと思うんですよ。これも、やはり町民の皆さんにとっては、防災のあれもあるということで、こういうことがたびたびあるのでは、ちょっとこの業者さんもどうなのかと。まあ、そこは避けまされども、本当にこういうことがあってはならないと私も思います。

まして、完成引き渡し検査といいますか、そういう場合もなかなか、私も、課長さんたちもそうだと思うんですけども、そのプロというわけでは私はないと思うんですよ。やっぱり設計、施工をお願いしてつくってもらって、はい、お渡ししますというときに、端から端まで見ませんよ。床の下に回って見ませんから。やはり、そこは業者さんを信頼して引き渡しを受けるのですから、その辺はもう少し何か考えたりとか、例えば、本当に見るプロの人と一緒に連れて行って端から端まで見てもらうとか、そういうことも少し頭に入れながら、こういうことは絶対あってはいけないと私は思います。今後、その辺はもう少しご留意いただきたいと思うところでございます。

それから、先ほどご回答いただいた中に、工法で床がはねないように、浮き上がらないようにする浮上防止策ということだと思うんですけども、床材とボルトを固定して、そこは体育館的な扱いもしていると思うんですけども、床を固定して大丈夫なんですかね。その辺をちょっと、私もプロではないのであれなんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、床の上に直接ということではなくて、すき間があるそうです、その床とコンクリートの間、そういう工法だと聞いております。ですから、直接べたっと振動がつながるのではなくて、ボルトを固定ということは、固定はしていますけれども、すき間をあけて固定しているという……すき間をあけて固定という言い方もおかしいですね。間に何か挟んでということなんだと思いますけれども、そういう工法ですので、べたっとくっついているわけではないから、例えばやったときに振動ががんと来るのではなくて、クッションといいますか、そのすき間はあると。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。



4 番 (馬場良勝君)

今のご答弁で少し安心をしたところなんですけれども、固定というと、すっかり板とくっつけてしまって、びよんびよんとスプリング機能がなくなってしまうのではないかと、ちょっと不安に思ったものですから今、質問をさせていただきました。

また、これも伺って今、ちょっとがくっと来たんですけれども、また1年点検で児童館側入り口の風除室内というんですか、そこで雨漏りらしきものがもう確認されていると。1年たたないうちに、床は浮いてくる、雨漏りの何か感じが出てくる。もう少し考えていただきたいなど。もう本当これは町長、自分の家だったらがくっと来ます。

やはり、安かろう悪かろうではないと思うんですけれども、入札は本当に難しいと思います。私もこうやって、こういう仕事に携わるようになって、本当に難しいと思いますけれども、やっぱりこういう施設等々そういうものに関しては、しっかり業者さんを……悪いと言うのではないですよ。しっかりその相手方業者さん、設計業者さんを見て、やはりやっていかないと、こういうことはこれから幾らでも出てくるのではないかなど。やっぱりこういうものは本当に、先ほど町長がおっしゃったとおり、あってはいけないんですよ。

だから、今後そういうことにも気を使っていただいて、そして、もう建ったものに私は文句をつけるつもりはありませんから、建ったものはしっかり管理して、やっぱり長く使っていただいて、これから少子高齢化、税収も今のところは好調ですが、やっぱり先を、40年先、50年先を見たときに本当にどうなるか私もわからないと思います。そのときに、今ある施設も非常に有効活用できるように、今後の維持管理に期待をして、1件目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問に行きたいと思います。農泊事業の協力についてお伺いたします。

2018年度以降、本年度から宮床難波地区において農泊事業が展開されることとなりました。JAが事業主体となり、行政区、農協観光等と連携して、地域と交流する滞在型旅行を提供するようございます。農村地域の活性化には非常に意義のある事業ではないかと考えるところであります。

本町として、どのようなバックアップを行っていくのかをお伺いたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、農泊事業についてでございますが、初めに「農泊」とは農山漁村地域で農業や漁業など一次産業を体験することができ、また古民家など日本古来の家屋に滞在することができる宿泊体験を目指します。

J Aあさひな農協が事業主体で取り組む農泊事業は、農水省ですが、国の農山漁村振興交付金農泊推進対策事業としまして、宮床難波地区において事業を実施する計画で、昨年10月に事業採択をされたものでございます。

事業の目的は、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である農泊を持続的な観光ビジネスとして推進し、地域の自立発展と農山漁村の所得向上を推進するものであります。

補助事業の期間は平成29年度と30年度の2カ年ではありますが、29年度の事業費は697万6,000円、交付金は664万円であり、事業の内容は、農泊の取り組み内容の理解を深め、合意形成を得るための会議や先進地視察を含めた農泊にかかわる研修会の開催、食・農・観光資源に関する地域資源調査及び農泊事業実施体制の環境整備などを行います。

平成30年度は、事業費が658万8,000円、交付金はそのうちの648万6,000円であり、事業の内容は、農家民宿に取り組む団体へ宿泊し、開業に必要な取り組みを学ぶ視察研修、農家民宿開業研修及びモニターツアーの開催などを行う予定としております。

また、人材活用事業を導入して、総合的なゼネラリストである「ふるさとグローバルプロデューサー」の公募、選定を行い、協議会の設立、滞在型プランの作成、農泊モニターツアー実施などの支援を行う予定としております。

補助事業が完了する平成31年度以降の農泊事業につきましては、地域が主体的に取り組むこととなりますので、町としてのバックアップにつきましては、補助事業の取り組み状況を見きわめながら、あさひな農協と宮床難波地区とで協議を行い、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

今、回答にございました、2017年度の農山漁村振興交付金というものを採択されまして、このような事業を宮床難波の行政区の皆さんが本当に一生懸命、今、研修を受けておられるところでございます。

その中で、先ほどご回答いただいた中、農泊を持続的な観光ビジネスとして推進しというのがこの事業の趣旨なわけです。ということは、やはりその地域にまつわる観光の整備を町もしていかなければいけないのではないかと私は思います。

その中で、私が聞いた中では、例えば、これはちょっとどうかかわからないですけども、イノシシを撃つプランみたいなものも考えているところもあるらしくて、狩猟免許を持つ方が泊まってイノシシを撃つと、そういうプランもこれから提案できるのではないかと、私も勉強している中で伺って、余りにもいいのではないかと。これからいろいろハードルはあると思うんですけども、そういうプランもできるんだよという話を受けて、余りにもこういうことができるのであれば、いろいろ考えていけるなと思うところでございます。

また、難波地区の方たちは、難波分校も使いたいなというお話も既に出ているらしくて、それも余りにいいことだなと。ただ、これから計画をだんだん深く練っていくところであると思いますので、いろいろあるとは思いますが、そういうお話が出たときには、ぜひ町としても協力すべきだと思うんですけども、その点について町長はいかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

イノシシを撃つプランにどういう協力ができるのか、ちょっとその辺はわかりませんが、それは狩猟という意味なんですかね。でも、狩猟期間の問題とかいろいろその辺はあるでしょうけれども。

難波分校の利用ということでございますが、基本的には民泊ですから、多分それぞれの農家さんに泊まるんだと思いますが、いろんなイベントとかそういった形の中で共同的に使うとか、そういったことについては、学校の関係もございまして、できる限りの協力はやっていかなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

できる限りという何か力強いお言葉をいただいて、非常に今うれしくなってしまったんですけれども。この観光ビジネス及び農泊は、所得向上も推進するという、泊まる方にお金をもらって泊めることができるということですね。農家の方たちにとっては、まあ大変は大変だと思うんですけれども、所得を上げるという意味においては非常に有意義な事業かと私は思います。

そんな中で、この間、多分行ってこられたんだと思うんですけれども、みなかみ町というところに視察に行かれて、そちらは農泊を専門としている一般社団法人が受け皿というか、そういうものを取り仕切っているようなんですけれども、そこが行政の補助を受けているということでした。この行政とは多分、町のことを示すと思うんですけれども、最初のうち非常に渋っていたそうです。そうしたら、乗り気ではなかったんですけれども、観光客の方たちがどんどんお金を落とすようになっていってこれるということになりまして、それならばということで行政も補助金を出しているということになります。

ということは、やはりそういう伸びしろが大和町に私はいっぱいあると思うんですけれども、さらなる、難波地区に限らず観光についての力を入れていくお考えというものを町長、おありであれば伺いたしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

観光についてのということですが、難波につきましては今こういう形で新たな取り組みが始まっております。これまでも、観光、宮床地区とかそういったところでやってきているところですが、なかなかもう一歩進んだ部分というのが見出せないような観光の状況にもあるというように、現状がそうだというように思っています。

このままでいいのかということですが、宮床地区のああいった資産といいますが、遺産といいますが、宮床に限らないことだと思いますけれども、そういっ

たものを利活用しての取り組みということは、町でも案内所を今度こちらに設けて、そして大和町全体の案内所とするというような考え方で、来年度取り組むということでお話はしておりますけれども、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと思います。

議長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今、町長のご回答の中に、本陣案内所も出てきたところでございます。やはり、これは宮床地区に限らず、そこを基点に大和町全体を本当に観光できるところを、掘り起しも必要だと思いますし、整備等々も必要になってくるかと思うんですけれども、非常にいい機会とこれを捉えて、もちろん地域の方々は一生涯懸命頑張りますから、農泊について。

そのときに、では大和町でどうしてくれるんだと、何をしてくれるんだと、何をまとめてくれるんだというときに、やっぱりそこは行政にしかできないところはあると思うんですね。観光一カ所一カ所のところをきゅっとまとめたりとか、本陣案内所にそれぞれ観光のマップをつくったりとか、それはこれから今後、ほかの議員さんも少しご指摘されるかと思うんですけれども、やはり、国の事業ですから、そういうものを採択されて、宮床難波地区というところになった場合、非常に大きな起爆剤に私はなると思います。

そこに、言い方は悪いですが、ゆっくりついていくよりも、やっぱり一緒になって考えて、もう3月15日には何か仮募集が始まって、6月からは開始をするようなお話も伺ったところでございますから、本当に急いでいかなければいけないのかなと思うところでございます。

その上でさらに、私だけかもしれませんが、今後その事業がだんだん進んでいったとき、最初は国内の皆さんを対象に始めるらしいんですけれども、やはりそこにインバウンドというものも絡んでくることは見えているのかなと思います。

そのときに、例えば今、今年度の6月、住宅宿泊事業法で民泊ができるようになります。民業を圧迫しないために、年間180日の制限と、あとは条例で営業を制限できるという条項が住宅宿泊事業法の中に入っているようなんですけれども、県等との兼ね合いもあるんですが、町でも条例が制定できますので、仮にこの中で、今後、難波地

区に外国人の方々が宿泊される場合に、町等で条例をもし定めなければいけない可能性もあるわけですよ。そういうことについても、非常に今後考えていかなければいけないと思うんですけども、町長、その辺はもしお考えがあればご答弁お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回は農協さんからのお話ということで、これは農協観光あるいは全国農協観光協会等の連携の中で今、話が進んでいると聞いております。

そういった中で、そういった協会知っておられるお客さんといいますか、そういった方がおいでで、それで農家宿泊とかそういったものに参加される方が、結構の数がおいでで、難波でもやった場合には、そういったお客さんが来るという一つの考え方があって、スタートをしているところでございます。

インバウンドという話ですけども、今、外国の方々、そういった形で観光地はもちろんですけども、民泊したり、そういった方々がいっぱい来ているという状況にございます。

そういったことがございますので、条例的な問題というものはまだ当然あるのかもしれないけれども、必要となればそれはやるということは、観光をやっていく部分で大切なことだと思っておりますし、例えばこれはあれですけども、宮床の伊達屋敷とかといったところでも、ああいった民家があるわけですから、今は管理してもらっておりますので。そういった方々のご相談も当然、ご相談といいますか、中でお話ししながらということにはなるかと思っておりますけれども、そういった連動した観光といいますか、そこだけに限らず、そういったつながりのあるものができていけば大変いいことなんだろうなと思っております。

どこまで、どういうふうになるということは、いまだ見えていないところでございますので、難波の方々も今、勉強しているという状況、来年度は一応試しといいますか、そういった形で考えておられるんだと思っておりますが、その中でいろんな課題も出てくるんだと思っておりますので。具体、そういったところについては農協さんと、あと難波の方々、あるいは地元のほかのエリア、大和町全体も含めて、そういった方々との連携の中でやっていければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今、町長のご回答にもありましたとおり、本当に連携をして、もう始まる事業でございいますから、本当に何か器用貧乏みたいな大和町は、観光するところはいっぱいあるのに、何か全部ばらばらでやっていて、つながらなくて、ここに行ったらもう帰っちゃみたい。そうではなくて、やはり大和町に来たら、こういうところもある、こういうところもある、ではここ行って、このルートで行こうかとか。そういう提案もされていることはわかるんですけども。

そういうことで、今後も本当に、これを中心とは言いませんけれども、こうやって頑張っている方たちがいますので、そこに町も、お金を出せとは言いませんから、そのほかのいろんな観光についての整備とか、そういうものに対しては十分な協力をしていただきたい。

そこについては、本当に私もお願いではありませんけれども、希望するところがございます。こうやって頑張っている人たちにやっていただくこともいいですし、それがもとになって、大和町が観光地として、まあ観光地までなるかは努力次第だと思うんですけども、観光で皆さんに来ていただいて、いい町だと思えば住む方もいらっしやいますから。本当にそういうものをいろいろ複合的に考えながら、そして各課横断的に考えていただきながら、町長のアイデアも生かしながら、今後もやっていただきたいと思うところがございます。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、午後一番で、通告に従いまして質問を行います。

1件目は、公共施設の有効活用についてであります。

公共施設については今後、人口減少により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、全体の状況を把握し、本町財政の長期的な健全化を図る観点から、施設の更新、統廃合、規模の縮小を図るとしております。

また、地域ごとの施設需要の実態を把握しながら、住民サービスの向上に向けて、既存施設の有効活用による公共施設サービスの提供を図るともあります。

現在は、中学校の統廃合により、旧中学校校舎は教育ふれあいセンターとして、児童館、放課後児童クラブで利用しておりますが、少子高齢化が進む中、教育ふれあいセンターをさらなる地域のコミュニティーの拠点とし、生かすことが必要と考えることから、施設内に保育所と高齢者福祉施設を併設し、多世代交流の場として有効活用していくことについて、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、教育ふれあいセンターにつきましては、町立中学校再編に伴いまして、町民の皆様方の生涯学習及び生涯体育体験を通して、町民の生涯にわたる学習活動と健康の維持増進を図るとともに、町民の相互交流を支援するため、平成19年4月に設置し、屋内運動場や屋外運動場など、多くの方々にご利用いただいております。

平成28年度の3施設の利用状況につきましては、屋内・屋外運動場、研修室の利用回数は合計1,331回、延べ3万880人の方々にご利用いただいております。また、施設内に児童館を設置しており、子供の居場所づくりとしての健全な遊び場としても活用しています。

各教育ふれあいセンターでは現在、生涯学習課の放課後子ども教室、児童館では放



課後児童クラブなどの学童クラブや幼児クラブ等の事業を実施しております。また、地域の方々によります自主事業も実施されており、地域コミュニティ活動の場としても活用されております。

また、収蔵している古民具等の民俗資料は、本町のかつての主産業を支えた道具や日常生活用品であり、見学できるように整理いたしました。小学校3年生の社会で「古い道具と昔の暮らし」の授業がありまして、授業の中で、整理を終えた古民具等を見学し、地元老人クラブの方々が説明のための講師を務めた取り組みも行っております。

現在は、説明のための古民具等の名称と用途を記載したラベルを作成しております。これからも、地元の小学校と連携を図りながら、さまざまな活用を図ってまいります。

さて、保育所と高齢者福祉施設を併設とのご意見ですが、教育ふれあいセンターの設置目的を踏まえ、当面は「生涯にわたる学習、研究の場」「スポーツ・文化活動の場」「町民交流の場」として活用してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

今の、児童館の、教育ふれあいセンターの中では、放課後児童クラブが活発に事業をされております。きのう、ふれあいセンターに行きましたら、放課後児童クラブの方々が6年生を送る会というものを催してございました。1年生から5年生までの方々、そして児童館の運営員の皆さんもいらして、6年生を前にしてお別れ会をやっていたんですが、その中で館長先生がお茶をたててくれて、6年生がお茶をいただいて、私たちもいただいてきたんですけれども。

そうやって、今ふれあいセンターでは本当にそういう子供たちの健全育成のために先生方もいろんな事業のアイデアを持って、そして子供たちに事業を通して寄り添って、そして励ましてやって、相談相手になってとって、本当にいろんな事業に取り組んでいるのを見て、本当に大事な事業だなと改めて感じてきてわけであります。

それで今、我が国は少子化と超高齢化社会が進んでおるわけで、ちょっとその内容をお話しさせていただきますけれども、少子高齢化と言われましても、やはりまだまだ待機児童が多い中で、これは社会問題にもなっているところであります。そしてま

た、我が国の高齢化率を申しますと、27年10月現在で26.7%、宮城県では25.74%、本町の高齢化率は平成29年3月現在で20.3%と、本町は低い率になっておりますが、各地区の高齢化率と申しますと、吉岡は17.44%、吉田が38.97、間もなく39%になります。落合は35.95、鶴巣35.84、宮床が14.23、宮床は杜の丘ともみじヶ丘が入っておりますので、これを除きますと34.76%となります。

それで、これらの課題に取り組むために、待機児童、それらに取り組むために、平成31年に向けて、民間運営による保育所の事業が計画されておまして、また今後さらにふえ続ける高齢者が主体的に地域の中で人と人とのつながりを持ちながら、住みなれた地域でいつまでも安心して生活を送れる地域づくり、町長はいつでもそのことは申しておりますけれども、そして取り組んでおります。

ですが、各地区は少子高齢化が進んでおります。そんな中で、本当に人口が減るだけではなくて、精神的にも衰退傾向に出ているのではないかなと懸念するところでもあります。

その中から、そういうわけで、これら一般質問で出しております各地区の教育ふれあいセンターを利用して、そして地域のさらなるコミュニティーの場、そして地域の活性化を図る観点からも、この質問をしているわけでありましてけれども、町長は、こういう地域がだんだん少子高齢化社会になってくるわけでありましてけれども、その中で本当に今、文科省でもこういう少子化、それから合併等によって校舎が廃校になった、そういう廃校になったものを何とかして利活用してほしいということで、有効活用を求めているわけなんですけれども、町長は当然そのことはご存じですよ。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

少子化、高齢化というものは全国的な流れですし、学校とかそういった施設、建物、そういったものの有効活用ということは、国でも期待しているということは知っております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それで、この廃校の数なんですけど、平成14年から27年度まで廃校になった数が全国で6,811校です。そして現在、既存している廃校が5,943校のうち、何らかの形で有効活用をされている校舎があるんですが、町長、その有効活用をされている校舎はどのぐらいあると思われませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

数については承知しておりませんが、大和町も同じですので、どこでもそういった工夫をして活用しているのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

5,943校のうち、約76%の4,512校が何らかの形で有効活用されております。そして、この活用例といいますと、教育施設、それから文化施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育施設、認定こども園、児童福祉施設、放課後児童クラブ、放課後子供教室、そして医療施設、そのほかに今度、民間での利用があります。

それで今、ふれあいセンターは本当に子供たち、児童館でいろんな事業をとり行っているんですけども、町長はここ近年ふれあいセンターに伺ったことはありますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

全地区ではございませんが、この間、落合でもいろいろありましたし、そういった事業があったりしたとき、ご案内をいただいたりしたときはお邪魔しております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

今、ふれあいセンターは、下は児童館、それから放課後児童クラブ等々で使っていますけれども、そのあいた部分は、吉田のふれあいセンターですと、5つか6つの教室があいているわけで、その中に2教室が、先ほど町長答弁にありましたけれども、古民具を入れて、そして展示しているわけなんですけれども、その2教室の古民具なんです。答弁の中では、小学3年生の児童が授業の中で、そして老人クラブの方が説明をした。それはそれですごく大事なことだと思うんですけども、この授業というものは年に1回しかやっていないんです。それで、その民具を見に来るのも年に1回なんです。あとは全部そこをもう出入りしない、そのままになっているんですね。

だから、そういう教室をそういうふうにするというのはすごくもったいないことではないかなと思っているんです。それで、その民具を2階に、小学生が授業で来るわけですので、当然階段を上れるわけですので、あれを2階にも移動して、そして下を全部、教室をあけていただいて、その中に保育所と福祉施設を私は持ってきたらいいのではないかなと思っているんですけども、町長はその点いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

古民具を今、展示といいますか、随分整理をしながら今やってもらっているところです。利用回数については、そういった形で十分でないという、まだまだ足りない部分があるかもしれませんが、先ほど申しました、今ネームをつけるとか、そういった形でやっておりますし、教室の利用はそれぞれのふれあいセンターでいろいろ考えた中で今、設置といいますか、置いていると思っています。

その利用の場所について、もう少し違う場所ということについては、いろいろ教育委員会とか、そういった中で利活用についてはいろいろ検討できるというように思っておりますが、そこについて保育所とかという話でございますが、保育所は、先ほど浅野議員さんのときにもお話があったとおり、利用してということについては私もそのとおりだと思いますが、今、求められているといったら語弊があるかもしれませんが、地域性とかそういったものがある中で今、予定をしております。

さっき浅野議員さんにもお話ししましたが、将来的に支援住宅とか、そういったものができる段階で、必要性があれば、そういった利用ということは、それは有効に使えると思っておるところでございます。

議長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

保育所につきましては、先ほど浅野議員の、町長の答弁の中で、町長の考えを理解したわけではないんですけれども、考えは知ったわけであります。

そんな中で、31年に向けて、用地それから施設も含めた中での民間保育所事業を今、進めているわけなんですけれども、私はもっと、まあそれはそれでいいんですけれども、ただ本当に今、既存というか、ふれあいセンターのあいている教室を、このスペースを保育所として、どこかで、こういう施設があります、保育施設があります、高齢者の福祉施設のスペースもあります。それを募集するというか、ホームページでもとにかく出して、大和町にはこういうところで、こういう施設の中で空き教室があるので、そこで事業をやってくれる方はいませんかという募集をかけるなりなんなり、私はしたら絶対、それは既存の建物を使うことによって、用地取得もする必要もないし、建物を建てる必要もないし、そして当然ああいふれセンでしたら、前から学校で、いろんな交通量も多い、子供たちも集まってきたので、そういう事業が来ることによって、何ら近隣住民は問題も何もないと思うんです。

ですから、こういう施設があります、こういうものに募集をしていますということ、とにかくホームページなり、文科省でも、そういう情報をいただければ、それは文科省のホームページとして取り上げて、そして自治体のこうしたいという要望、そして企業の方がやりたいという、そのマッチングをする事業もとり行っているんです。

ですから、こちらからそういう状況をどんどん発信することによって、では用地も買収もすることもない、施設も建てなくてもいい、中の改修工事だけでそういう事業がやれるんだったらという事業者が出てくるのではないかなと思うんですけれども。

それで町長は、子育て支援住宅もこれから進むわけなんですけれども、子供がふえたら考えましようと言っていました、私はそれでは遅いのではないかなと思うんです。やはりちゃんと環境整理をして、そして子育てする方々がいらしたときには、すぐにそれに対応できるような取り組みをしていかなかったら、来てから、じゃあ子供が集ま

りました、つくりますではちょっと遅いと思うんですけども、その辺が私、浅野議員に答弁される中で、ちょっと遅いのではないかなというので理解できなかったんですけども、お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設を有効活用するということにつきましては、地域の方々が喜ばれるといいですか、そういった活用をするということについては何ら異存はないと思います。

また、そういった方々が来るということで活性化につながるとか、そういったことも十分あるんだと思います。

その前に募集をかけてということでございますけれども、募集をかけるに当たっては、どういう方がと、どういう需要という言い方が悪いかもしれませんが、こういった環境の中で、こういったことが必要なので募集をかけますということになるんだと思うんです。

そういったときに、今の段階、遅いというお話ではございますけれども、支援住宅のことを視野に入れた場合、何年度にこういうものができます、支援住宅ですね。ですから、それに合わせた形での募集というものであったならば、なるほどなどは思うんですが、その前段から準備をしてという形になりますと、やはり人の問題ももちろんあるわけですし、いろいろあるものですから。

そういったものについては、もしやるにしても、そういった計画性を持った中での募集というか、ということもあろうと思いますし、あと待機児童につきましては人数が動くこともございますので、動いておりますので、そういったところの状況も踏まえていく必要もあるんだろうなと思います。

お話しのとおり、そういったことで、前も前段に、前もってこういうものもあります、こういうものもありますという形でやるということは、来る人にとっては非常にわかりやすくいいことだとは思いますが、そこまでの期間ということもございますので、そういったものの計画性といいますか、そういったことも必要ではないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

そのところ、ちょっと私と町長が食い違っているのかなと思うんですけども、計画性を持っての事業をすることは、それはそうなんですけれども、何か子育て支援住宅が、吉田ですと9戸来るんですけども、皆さんやっぱり小さいお子さんから、とにかく子育てをしている皆さんが来るというか、入所するようになるんですけども、そんな中で、やっぱり子供連れで来る人が多いと思うんですよ。そのときに、待機児童があります、受け皿がありません、何年後につくりますというのではなくて、やはり今でも待機児童がいるわけなんですから。ですから、やっぱりそういう待機児童の方も吉田なり落合なり鶴巢に来られるような、そういう私は早目に準備をしてもいいのではないかなと思うんです。

必ず子育て支援住宅ができ上がって、そして子供たちが何年後に保育所をつくりましますよというのではなくて、やっぱり前もって私は計画、そういうことが目に見えているわけですから、あと1年後にもう見えているわけですから。だから、早目にそういうことには取り組んで、そして本当に子育てするのに環境のいい状況を整えていただいたら、私は来る方々も安心して来られるのではないかなと思うんですけども、もう一度その点についてお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

準備をしておいてということだと思いますが、そういった考え方ももちろんあるんだと思います。今から子育て支援住宅、整地をして、そしてその上に建物を建て、そして募集をかけてという流れでございます。したがって、その時間というものが、これから時間もあるわけでございますし、それからさっき言いましたとおり、やるとしたら小規模という形になろうかと思えます、やるとすればですね。その場合には、次の受け皿ということもあるわけでございますので。これだけありますけれども、その後は知りませんよというわけにいきませんので、そういったことも全部考えながらやっていく必要があるだろうと。

決して、来てから考えようとかそういうことではなくて、そういったものについて

は順番というものがあるわけですので、あとは入居の状況、そういうことも必要でしょうし、そういったこともいろいろ鑑みながら総合的に判断していかなければいけないのではないかと思います。

議長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ふれあいセンターに保育所のスペースをつくっていただいて、取り組んでいただきたいということは、町長もこれからの期間の中で検討していただけるということを信じて、保育所についてはこの程度でおさめます。

今度、福祉施設なんですけれども、福祉施設といいますと、デイサービスなりショートステイとか、それからいろんな地域で使いたいスペースも出てくるんですけれども、今、大和町では認知症高齢者と、それから認知症の家族の方を対象として、そして住みなれた地域でお互いに支え合いながら暮らしましょうというということで、認知症の方を対象とした「まほろばカフェ」、それから家族を対象とした「ほっとケア」は町で毎月交互にやっているわけなんですけれども、その事業なんですけど、事業は事業で大事な事業なんですけれども、参加率がすごく少ないんです。

私も、認知症のサポーターとして一度行って見たんですけれども、私が行ったときには、家族の方は1組、あとはサポーターの方、それから包括支援センターの方、社会福祉協議会。家族の方々というのは、吉岡でやっても、吉岡の人は1家族だけなんです。多分それは「ほっとケア」でも同じだと思うんです。そんなに何家族も来てやっているというのは、ちょっと人数的に見てもそんなじゃないと思うんです。

ですから、そういうことを今、吉岡を中心とやっているんですけれども、そういうことも各地域におろして、そしてふれあいセンターでそういう方々の「ほっとケア」を開きますよ、「まほろばカフェ」を開きますよということを、それぞれふれあいセンターの中のスペースでそれをまた私は開いたら、もっと集まってくるのではないかなと思うんです。

それで、認知症サポーターの講座が開かれているわけなんですけれども、今現在では大体1,200人くらいサポーターがおります。そのサポーターさんは皆、各地区にいらっしゃるわけですから、地域でするならいいんですけれども、やっぱりなかなか吉岡でだけやるとなると、各地区にいるサポーターさんたちの活躍する場がないもので



すから、地域のふれあいセンターのそういう施設の中でやりますよといったら、サポーターの方も集まってきます。そして、認知症の方々も集まってきますし、家族の方も集まってきて、みんな顔を知っている人たちなので、身近な人が身近なところでそういうことを支えていけるということは、本当にこれは大和町が望んでいる支え合いの地域づくりだと思うんですけれども、そういうことについては町長はどのようにお考えですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今お話しの「ほっとケア」とか「まほろばカフェ」につきましては、確かに出席率というか、参加率というものが低い状況にあると思っております。

場所につきましても、「ほっとケア」につきましては、ひだまりの丘であったり、郊外といたしますか、外であるということもあるようですし、あとは「まほろばカフェ」につきましては「まほろばの里たいわ」ということでお借りしてやっているようでございます。これは、隔月にそれぞれやっているようなんですけれども。それで、こういうふうにここでやっているということは、結局どこからでも集まりやすいようにということで、回数も少ない中なので、そういう思いで多分、今、吉岡でやっているんだと思います。その結果、集まりがちょっとあれだということですので。

議員お話しのとおり、各地区で毎月それぞれやるわけにはいかないもので、移動してとかという方法はあるのではないかと思っておりますが、その辺はちょっと私だけの考えではあれですので、担当課といろいろ相談させてもらったり、あと「まほろばの里」とか、そういった方の協力ももらっているわけですので、そういった方々の協力体制といたしますか、そういったこともあろうと思えます。

お話しのとおり、こういうものは、その地区でやって、地域の方が集まってもらうという方法も、いい方法の一つだと思っております。

繰り返しになりますけれども、今、隔月でそれぞれ年回6回なものですから、毎月6回それぞれでやるというわけにはなかなか難しいんだと思いますので、多分持ち回りみたいな感じのこともあるのかもしれませんが、そういったことは考えられるのではないかと思います。

議長（馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

今、やっぱり集まりやすいように吉岡でやっていることなんですけれども、多分最初の計画ではそうだったと思います。今、実際そうではなくて、やはり各地区での活動が求められております。

それで、最初は包括支援センターの方やいろんな、「まほろばの里」の方々の協力をもらって開催する。それが定着してくると今度、皆が自主的にそこに集まってきて、そしてカフェも「ほっとケア」も一緒になって、そしてその地域で、ふれあいセンターのスペースの中で自主的にやれるようになってくると思うんです。

ですから、ふれあいセンターというのは、こうなったから集まるのではなくて、常にいつでも、行政を超えた中で集まって来られるようなスペースをまずもってつくるべきだと思うんです。ですから、認知症とかなんとかだけではなくて、きょうは編み物をするために、じゃあふれセンに行って編み物してきましようか、お料理してきましようか、お茶飲みましようかと、そういう自由に何でもできるようなスペースをまずもって準備していただいて、今の空き教室ですと、誰も行きたいような部屋ではないんです、もう暗くて。せっかく南からの日が当たる部屋なのに、薄暗い感じになっているんです。ですから、ああいうところをちゃんと改修していただいて、いつでも集えるような環境整備をしてほしいと思います。

そして、もう一つです。今、元気な人たちがふれセンの校庭でゲートボールをしたり、グラウンドゴルフをやっているんです。ところが、途中で休む場所がないんです。どうぞ教室を使ってくださいといっても、何にもない、要らない物の整理がされたものがそのままにあったり、何かとてもではないけれども上がって休めるような教室にはなっていないんです。

ですから、使ってくださいと言っている以上は、教室の半分を畳にするなり、あとはテーブルを置いてお茶を飲めるような、そしてそこでゆっくり運動したら休んでお茶を飲んだり、お昼を食べて、そういうできるような環境をつくらないと、幾ら高齢者を地域でお互いに支え合って、そしていつまでも元気で地域で暮らせるようにしましようといっても、元気なうちからそういうところに集う習慣をつけていないと、いざ何かなったときには、元気なときに行っていたんだから大丈夫だなというので、行きやすくなるんですよ。だから、そういう元気な人たちがいつでも集えるような場所

の環境整備はしておく必要があると思うんですけれども、その件についていかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふれあいにつきましては、前々からどういった使い方をするかということで、地域の方々にもご提言をとということで、お話をさせてもらいながら、今やってきた経緯があったと思っております。

今、その地区、地区で望まれるものが違ってくるんだと思いますので。今、議員のお話、例えば吉田地区でそういうものが必要だということであろうと思います。鶴巢、落合の、そのとおりかどうか、いろいろあると思いますので。

そういう提言をしていただくとありがたいと思います。我々でこういう準備をしましたよ、さあどうぞということもあるのかもしれませんが、そうするとどうしても画一的といいますか、なってきますので。そういったものについては、こういう使い方をしたいので、こういうやりかたができませんかというような提言とかいただければ、そのままできるかどうかというものは、いろいろご相談が出てくるとは思いますけれども、そういったことによって有効活用をする方法というものを一緒に考えていければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

とにかく地域の皆さんは、ふれあいセンターを中心にいろんな活動をしたいんです。こういうものには使えますかと、使えますよ、いつでもどうぞ使ってくださいと言われてながらも、やはりもっと大きな声を出して言わないと、これが実現しないのかなと思っていましたので。きょうは、その中で質問させていただきました。そして、やっぱり地域の人たちが今、言ったようなふれセンの活用を望んでおりますので、ぜひご検討いただいて、そしてふれあいセンターは本当に地域住民の身近な公共施設でありますので、さらにコミュニティセンターを拠点とした地域の活性化づくりに取り組ん

でいただきたいと思います。

とにかく地域に、ふれセンに皆さんが集まることによって、そこからもどんどん活性化がなってきます。今のこのままであったら本当、何かみんなは元気がなくなってしまわないかなと心配しますので。ぜひ、きょう提案させていただきました件につきましては、ご検討ではない、早速、私はやってほしいんですけども、取り組んでいただきたいと思うんですが、とにかくそういう保育所とか私立の、ネットを使って募集したり、そして地域の人たちが空き教室を使いやすいように改修工事をするなり、いろんなことをしていただくことを期待しまして、1件目の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

2件目、どうぞ。堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。2件目の質問は、学校健康診断後の保健指導についてであります。

学校健康診断は、児童生徒の健康保持・増進を図る目的に実施され、学校生活を送る上で支障があるかどうかの健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく2つの役割があります。

学校健康診断は、身体全体、身長それから体重、さらには内科検診、それから眼科、耳鼻咽喉の耳鼻科、それと歯と口腔の歯科検診に分けられて実施されております。

しかし、健康診断の結果で要受診、何らかの異常があると判断されても、その受診率が低いとの宮城県保険協会の調査結果が出ております。

学校健康診断において、事後処置は非常に重要であることから、本校の学校健康診断の状況と、要受診と診断された児童生徒のその後の状況と保健指導について、教育長にお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、堀籠議員さんの、学校健康診断後の保健指導についてのご質問にお答え

いたします。

健康診断は、学校教育法、学校保健安全法に基づいて実施されております。

学校教育法第12条では、「学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行いその他その保健に必要な措置を講じなければならない」とあり、学校保健安全法第1条において、「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」とあります。

学校保健安全法第13条では、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定されており、同法第14条では、「学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない」と規定されております。

健康診断の目的としては、次の3点があります。

第1は、児童生徒の健康上の問題点を早期に発見し、適切な保健管理、保健指導を行うこと。第2は、全校の児童生徒の健康状態を把握し、学校における保健教育の基礎資料として活用すること。第3は、児童生徒自身が自分の健康状態を知り、主体的に健康の保持増進ができるようにすることです。

第14条に基づき、各学校では疾病の予防措置、必要な医療や検査などを受けてもらうため、「結果のお知らせと受診のお勧め」を、児童生徒を通して保護者に通知しております。保護者へは、病院での受診後、学校へ受診報告書の提出を依頼しておりますので、受診結果の提出がなかった保護者には「再受診勧告」で再度連絡をしております。

学校における保健教育は、大きく「保健学習」と「保健指導」に分けられ、教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであります。

「保健指導」は、「個別の保健指導」と「集団の保健指導」に分けられ、健康診断後の保健指導は「個別の保健指導」に当たります。

「個別の保健指導」の目的は、「児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき、関心を深め、みずから積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図る」ことにあります。

学校では、保護者に対して個別に医療機関の受診を勧める通知をした後も、「保健

だより」や「連絡帳」を通して、夏季休業中等を利用しての受診の呼びかけ、家庭訪問時の声かけ、学習参観日に来校された保護者には個別に受診を勧めるなど、さまざまな機会を捉えて、保護者に対して働きかけを実施しております。

一方で、「集団の保健指導」として、年間計画に基づき、保健学習、学級活動や学校行事においても、児童生徒の発達段階に応じた健康安全指導を実施しております。

よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

学校健康診断につきましては、学校保健安全法に基づいてしっかり取り組んでいたという事は、教育長の答弁で理解いたしました。

子供の健康は、本当に保護者の意識が一番大きいことでもあります。やっぱり保護者の皆さんが真剣にそういうものに対して関心を持っていただかなければ、子供の健康管理はできないと思うんです。

そんな中で、再受診、診断を受けて、受診が必要ですよと言われたお子さんたちがいらっしゃるんですけども、それらの診断結果の、そういう要受診となった方の割合、どの程度かもしおわかりでしたらお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、平成28年度における小中学校健康診断後の受診状況になりますけれども、各科目ごとでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）内科につきましては、受診率が60.7%、歯科については46.5%、耳鼻科におきましては57.0%、眼科が51.4%、平均しますと50.9%となっております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

要受診の割合を今、教えていただきましたが、その中で一番、要受診といわれている分野はどの分野なんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

内科、それから耳鼻科、いろいろされましたけれども、その中で、やっぱり一番多いものが今、言われた何科だったんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、先ほどの答弁の前に受診勧告者数をお話しすればよかったですよね。一番やはり多いものが歯科なんです。歯科が、小中学校合わせまして受診勧告数が1,220と断トツでしょうかね、多いようです。そのうち、受診したお子さんたちが46.5%と、4つの科目の中で一番低い状況でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

今、歯科検診が一番、受診率が低いということなんですけれども、やはり子供さん、児童生徒からすると、内科は当然、保護者が真剣になって対応するんでしょうけれども、あと耳鼻科とか眼科というのは意外と、夏休み前に検診が行われるわけなんですよね。そうしますと、プールに入れないものですから、やっぱり子供さんたちが進んで、とにかく直さなければならないということで、多分低いと思うんです。ただ、歯科検診の場合ですと、歯が痛くなければ別に何でもないわけでありまして、ほっといても別に何も無いやというので、こういう数字が出てくるのかなと思っております。

歯については、町でも歯の健康ということで、さまざまな年齢層に分けて取り組ん

でいるわけなんですけれども、こうやって、要は歯科検診でこんなに放置されている子供さん、児童生徒がいるということは、やはりこれは何らかの多分問題とか課題があるはずなんですわね。

それで、いかにして親御さんに通知して、そして子供、児童生徒にも虫歯の大切さ、虫歯をほっておく怖さ、そういうことも知ってもらわなければならないと思うんですけれども、そういうことで、どのような保護者への再通知なり、やることと、あと子供たちには、ほっておけばこういう状態になりますよということ、何か学校としてはそういう取り組みなどはされているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしたいと思います。

まず、保護者の方へなんですけど、それほど詳しい、虫歯になったらこうなるというふうな、学校で行う保健指導のような具体的な指導はなされない。ただし、根気強く学校からは再受診のお願いを再勧告、あるいは保健日より、家庭訪問とか授業参観とか、先ほど申しましたけれども、そんなところで声かけは十分に学校として行っているという考えがあると思います。

子供たちに関しては、年間を通しまして、学校で保健教育という分野が、保健指導があるんですけれども、歯科関係で申し上げると、主に年に2回ですか、授業の中で取り組んでいるようです。あとは、学期ごとに受診勧告を保護者に渡すときには子供たちにも声かけをして、出すようになっております。

それから、これはいいなと思った指導なんですけれども、ある中学校では、1年生を対象になんですけど、歯科校医さんに来ていただきまして、放置するとこのような状態になりますというふうな、歯のない状況などを映像で具体的に示して見せていると。余病についてもやっていますと。あとは、実際に虫歯になった実物の歯を抜いたものを持ってきてもらって、子供たちにそれを具体的に見せるという、非常にリアル感のある指導などもやっております。

あとは、通常やっているテスターでの検査ですね。ですから、副読本のようなものを利用した一般的な保健指導と、それから学校校医さんをお願いして、より具体的に子供たちに伝わるような指導を行っているようです。



議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

本当に虫歯というものは、自分の歯というものは、本当に根っこしか残らなくても、なかなか口をあけて見るということにはできないので、なかなかその状態がわからないんですけれども、そしてまた虫歯というものは、本当に痛くなって初めて歯医者に行くような状態なので、痛くなければ本当に歯医者に行きたくない、そういう状況です。

そんな中で、ほかでは校医さんと呼んで、実際にそういうリアル的なものを見せるなりすることによって、本当に歯の怖さというものは出てくると思うんです。やっぱり、児童生徒の自分に対する自己管理も必要になってきて、それが一番大事だと思うんですね。

ですから、ぜひ本校でもそういう校医さんの指導のもとに、ほっておけばこのような状態になる。そして、大きくなっても虫歯の影響等がずっと続いていくんだよということを教えていただきながら、自己管理の分野でも進めていっていただきたいなと思っております。

それから、もう一つ進められていることが、児童健康手帳というものがあります。児童健康手帳は、学校から、1年生から高校3年生まで大体使えるという内容なんですけれども、学校から健診の状況が行きますよね。すると、虫歯のことを何ていうかわからないんですけれども、C1とか何ワンとかといろいろありますけれども、そうしたときに、自分の歯の虫歯が何本あるとなったときに、来年は、じゃあこれをなくすように努力しましょうねとか、これ以上ふやさないようにしましょうねとかという、そういう保護者と一緒に、子供さんたちも病気に対しての意識が出てくるということで、その自己管理を育むのに、この手帳はすごく役立っているということも、ほかではやっているところもありますので。ぜひ、そういう校医さんなり、またとにかく自己管理、そして保護者も含めた中での、子供、児童生徒の健康管理に携わって、そして、いい、楽しい学校生活が送れるような状況にしていきたいと思っております。

本当に何度も言いますがけれども、歯は成人病までいきますし、またそれが進むと今度、認知症にまでいきますので、やっぱり歯はそれだけ大事なんですよということを改めて認識させていただいて、そして楽しい学校生活が送れるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、教育長のご答弁をお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまお話のあったことについては、今後も引き続き学校にお話をしたいと思  
います。

なお、一番心配なことが、小学校よりも中学生なんですね。やはり受診率がぐっと  
低いんですね。町内の保健の先生方の部会の部長さんと話をしたんです。中学校の先  
生、養護教諭なんですけども、やはり中学校の場合は、保健の施行規則の中で、6  
月後半に検査を終了し、その後21日以内に通知をすると。中学校は中体連の真っ盛り  
なんですね。ことし、冬の前に再度出してみたら結構受診したと言うんです。ですか  
ら、やはり根気強く学校も取り組む必要があるんだろうなということで、養教の方々  
も大分意識を変えておりますので、今後一緒になって取り組んでいきたいと思いま  
す。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

これで私の一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、再開は2時12分からとします。

午後1時57分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

それでは、おそろいですので再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番今野善行君。

10番 (今野善行君)

それでは、お疲れのところではありますが、一般質問をさせていただきます。

今回は2件6要旨、させていただきます。

まず、1点目ではありますが、公共施設等総合管理計画の実行計画の取り組み状況についてということであります。

本町の公共施設等総合管理計画は、国の策定指針を踏まえ、平成29年4月、本町のまちづくりの進捗状況や今後の少子高齢化の影響による人口推移の見通し等に基づいて、道路、橋梁等のインフラを含む公共施設等について、中・長期的な視点から公共施設等の維持管理、更新、統廃合等を計画的に行うことにより、これらの費用の抑制等、財政負担の縮減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図ることを目的に策定されました。それを具現化するための実行計画の策定状況についてお伺いするものでございます。

今回の質問の前段といいますか、これはこの間一般質問をしたところではありますが、旧難波分校のリノベーションによる活用策についての関連と、それから1月22日、新たな公会計制度に関するセミナーがありました。これに参加させていただいたんですが、新たな地方公会計制度の導入の意義等について勉強させていただいたところあります。そんなことを踏まえてでの今回の質問でございます。

1つは、その具現化のための実行計画策定の基礎となる公共施設等に関する固定資産台帳の整備状況について。

それから2点目、総合管理計画は7項目に分類して実施方針を明記しております。その実践に向けた実行計画の取り組み状況についてお伺いします。

3点目、総合計画の中では、予防保全型の管理を重点に、計画的に長寿命化を図るとしておりますが、あわせまして財源不足の試算がなされております。これらに連動した財政に関する中・長期の計画を策定する考えはあるのかどうか、以上お伺いしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、公共施設等総合管理計画の実行計画の取り組み状況に関するご質問でございました。

公共施設等総合管理計画は、本町の公共施設等について、長期的、総合的な管理方針を示すとともに、個別施設ごとに管理方針等を策定する個別施設計画、長寿命計画の基礎となるものでございます。

今後、個別施設計画の策定に当たりましては、公共施設等の面的整備による住宅団地や工業団地のインフラの老朽化に加えまして、大規模公共施設の建設が集中した時期があることを考慮していかなければいけないと考えております。

初めに、固定資産台帳の整備状況につきましては、平成18年に策定されました「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づきまして、基準モデル、もしくは総務省改定モデルにより、財務書類の整備を総務省より要請されました際に、本町では貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成します基準モデルを選択しまして、平成20年度に固定資産台帳の整備を行ったところでございます。

今回の公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、この台帳のデータを活用して、更新費用の推計を行ったところでございます。

次に、実践に向けた実行計画の取り組み状況についてであります。個別施設計画策定のための指針、ガイドライン等が各省庁から示されており、平成32年度までに策定が求められているところでございます。

この計画は、個別施設ごとに具体的な対応方針を定めるものでありますが、点検、診断によって得られた個別施設の状態や維持管理、更新等にかかわる対策、この対策といたしましては、次回の点検、修繕、更新、更新の機会を捉えた機能転換、用途変更、また複合化、集約化、廃止、撤去、耐震化等でございますが、これらの対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を記載することとされております。

インフラ関係につきましては、平成26年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次点検を実施しており、今後その点検に基づいた対策を実施していくこととしております。

また、平成29年度には町営住宅の長寿命化計画を策定中でございますが、平成31年度以降、対策に取り組むこととしております。

国では、地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、所要の財政措置を講じることとされたところでありますが、個別施設計画に位置づけられた施設が対象となりますことから、他の公共施設につきましても、期限まで策定に着手してまい

りたいと考えております。

最後に、財政に関する中・長期の計画策定についてでございます。現在は、翌年度の当初予算編成時に、3カ年度の中期財政見通しを作成した上で予算編成を行っているところですが、推計する年度の収支は投資的経費で調整を行っております。

第四次総合計画に基づく実施計画も3カ年を単位に策定していることや、経済状況の影響により長期的な町税収入の推計が困難なことなどを考慮すると、現在の3年ごとのローリングが現実的な財政見通しと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今回の総合管理計画の内容については、皆さんご案内のとおりかと思いますが、ちょっと今ここに概要版を持ってきているわけでありましたが、最初のまず固定資産台帳の整備の関係でございますが、これについては今後のいろんな今、答弁のありましたように、毎時管理、そういう面での参考にしていくということでありましてけれども、いわゆる固定資産台帳のそのものは、やっぱりストック情報として今後、長期的にわたって管理していく、あるいは保守修繕といいますか、それも含めてやっていかななくてはならないんだろうと思います。

そういう意味で、現在、固定資産台帳そのものの内容について、ちょっと私自身はまだ把握していないんですけれども、その具体的な管理内容を、どこまで管理されておるのか、その辺もしわかればお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

固定資産台帳の管理内容ということでございますので、担当課長からご説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

今野議員の、固定資産台帳の管理内容につきまして、ご答弁させていただきます。

固定資産台帳につきましては、町長答弁で申し上げましたとおりでございます。公会計の基準モデルを採用した段階で、開始貸借対照表を策定するに当たりまして、固定資産台帳の整備をしたものでございまして、まず基準モデルの資産評価のルールに従いまして、土地につきましては、固定資産評価額を参考にした価格、建物や工作物等につきましては、資産評価の基準となっております再調達価格というものを算定いたしまして、さらにそこから経過年数によります減価償却累計額を控除した額をもって、開始貸借対照表を策定しておるものでございます。

こちらにつきましては、職員みずからやればよかったんでございますけれども、かなり専門的な知識が必要だということもございまして、会計事務所に業務の支援を委託いたしまして、その中で支援を受けながら、当時の財政課職員中心になりまして、各課の台帳をヒアリングしながら策定したという経過がございます。

固定資産台帳ということでございますので、いわゆる所在とか面積、そういったもののほかに価格的な価値を持ったというところが、この固定資産台帳基準モデルを行うに当たっての一つの要点かなとは思っております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

10番今野善行君。

10番（今野善行君）

そうしますと、今ある固定資産台帳そのものは、何しろ私のイメージですと、要するに当初取得したときの価格があると思うんですが、先ほどのお話ですと、いわゆる再調達価格で計上しているということなんですが、それが実際に取得した価格と、今、評価といいますか、それを受けての再調達価格との差額はあるんでしょうか。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その評価の仕方ということですので、担当課長より説明します。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

再度お答えさせていただきます。

再調達価格につきましては、基準モデルの固定資産台帳整備に当たりましての、総務省で示されました指針でございます、それに従って算定をしたということでございますので、通常であれば、資産は取得した価格をもとに減価償却をしていくということでございますが、どうしても古いものになってきますと取得価格が判明しないものも当然出てくるという中で、この基準モデル資産評価のルールでは、取得した価格が判明したものについては、その取得価格をもとにということもございますが、ほとんどのものは再調達価格から減価償却累計額を控除した額で算定したという状況がございます。

何でこういう基準が示されたのかというのは、やはり一つは地方公共団体が一斉に整備しなくてはいけないという状況があったんだろうかなとは感じておるところでございます。とにかく公会計を進める上で、こういう形で台帳を整備してやりなさいという指示であったのかなと理解しております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

流れといいますか、考え方については理解したところでございますが、ある意味その再調達価格の評価と、実際、取得価格との差額というのはあり得る話なのかと、今ちょっとわかったんですけれども、それがこの間、全協で報告のあった今回の財務諸表、財務4表ですか、これが示されたわけですが、全体としては、土地も入れてですけれども、324億円ですか、有形固定資産でそのぐらいの資産があるわけでありまして、今お話のあった公会計の絡みでいきますと、従来、いわゆる現金主義によ

る歳入歳出でもって決算までやってきたんだろうと思いますが、今その方式が、俗に言う公会計といますか、予算方式の単式簿記の考え方で今までずっと町の会計をやられてきたんだろうと思います。

ただそれが、今お話のあったように、資産、負債のストック状況がつかめないということで、公会計の考え方の中に、いわゆる複式簿記の考え方が導入されて、これからいくんだろうと思います。

そういう意味では、各年度ごとの町の財政状況が、さっき示された財務諸表4表でおおむね把握できるようになっていくということだと思えますね。そういう意味では、さっきありました、開始の、最初の入り口というものは非常に重要なことを占めてくると思いますので、町の財産で一番大きい固定資産関係が台帳として整備されていないと、きちんとした公会計の導入に向かっていくのに支障が出るのかなということと、先ほど言ったように、現実と、今の新たな台帳といますか、再調達価格との差の部分というものが出てきて、財政状態にゆがみを生じさせるのではないかなとちょっと思いましたので。その部分の今後の捉え方といますか、その辺はどう考えておられますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役所というか、いわゆる単式簿記でやってきたわけでございます。財政、その単年度ごとのということで、要するに資産がどのぐらいあるか、そういったものが見えてこないということで、いわゆる経営やっている複式簿記という形に切りかえようと、それで見える化といますか、しようということで、平成18年でしたかね、そうやって切りかわってきております。

ただ、これまでのものについて、例えば道路でありますとか、橋でありますとかそういういったものについて評価というか、その工事金額とかそういうものが明確でないものといいますか、随分古いものとか、そういうもの等もどの自治体でも持っているわけでございますので、そういうものを試算するに当たっての一つの基準というものが再調達価格、基準価格というふうに、これはもうこうしましょうという決め方でやらざるを得なかったんだと思っております。

それで、そういった形でみんなが同じレベルで、そして再評価をして、固定資産台



帳をつくって、それで皆さんの資産をまず一つそろえると。この基準がまた違ってくると、それぞれ違ってくるということもあり得ると思いますので。

議員お話しのとおり、本来のものとびったりでなくてどうなんだという疑問はある部分ではありますけれども、再調達価格というものの評価の仕方については、国でいろいろ研究をされた中での、こういう基準でいきましょうという示され方ですので。これがゆがんでくるのではないかというご心配については、確かにまるきりないわけではございませんけれども、そういったことはちょっとここに置いておいてといったら語弊があるかもしれませんが、最初の基準という形のつくり方、みんなが並んだ形で、それでスタートラインに立つということで、どの自治体もこういった形の評価になったんだと思っております。

おっしゃるとおり、本来とはイコールでないので、4表とかそういったものの、そういった意味で100%正確かといった場合には、多少のずれ、どのぐらいかと言われてもわかりませんが、あるとは思いますが、ただほかの市町村もそういう形ですので。ずれが同じだったからいいという理屈ではないのですけれども、比較するについてはそういった、新たな制度に切りかわるときの調整ということにやむを得ないというか、そういうのではないかと考えるところです。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

事情は理解するところであります。この総合管理計画については、いわば30年にわたる、長期にわたる計画になっているわけですね。そういう意味では、さっき言ったような、いわゆるストック情報としての管理というものは非常に重要になってくるだろうと思いますし、今後の対応についてお伺いしたいと思うんですが、新たな公会計制度の導入に伴って、例えば今度新たに固定資産なり資産を取得しますとなったときに、今度は、要するに複式簿記の考え方で経理処理をするようになるのでしょうか。そのところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今後といたしますか、この後のものについてはおっしゃるとおり、そういった形で帳簿上に載っていくということになります。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

関連しまして、そうしますと今は財政課でこの取り組みを進めているんだろと思いますが、いわゆる各課で所管している資産もいっぱいあると思うんですけども、その辺の各課の所管で管理している部分への、各課での対応といたしますか、この取り組みなり制度に対する認識といたしますか、その辺は共有されているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

管理につきましては今、財政課で一元管理という形です。作成につきましては、当然それぞれの担当課で拾い出しをして、そして作成をしているということですので、その流れといたしますか、そういったことについては各課も理解していると思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

それでは2点目の、具体的な実行計画といたしますか、実践の部分についてちょっと二、三お伺いしたいと思います。

まず最初に、考え方として、7項目に分類して方針を示しております。これは、先ほど申し上げた総合管理計画の概要版にも明記されている部分でありますけれども、その中で1つ、公共施設の点検マニュアルを策定すると言っているわけでありますけれども、その進捗状況についてお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
進捗状況につきましては、担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)  
財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)  
ただいまのマニュアルの策定状況ということで、ご答弁させていただきます。  
マニュアルに関しましては、総合計画の中でも策定をうたったわけでございますけれども、現状は、他市町村の策定の内容、資料等を収集している段階という状況でございます。通常管理マニュアルになりますと、現状でも、例えば消防設備の点検でありますとか、そういった各設備の点検はマニュアルがなくても当然実施しているわけでございますけれども、それを改めてマニュアル化するという趣旨でございますが、他市町村で作成した資料を収集の上、本町の状況なども加味しながら、今後策定してまいりたいとは考えてございます。  
以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)  
このマニュアルがこれからの更新費用を、その関係に非常に関係してくるかと思っておりますので、内容的には、できるだけ早くマニュアルを作成しまして、各部署で把握できるように進めていただければと思います。  
それから、この事業の内容は非常に結構、耐震化から診断から、かなり事業量的にはボリュームのある事業ではないかなと感じているわけでありましたが、一番大きなところは、長寿命化に向けた取り組みなのかなと思います。これも先ほど来、現在の、例えば先ほどあったようなふれあいセンターの活用方策とか、そういうある意味、遊休化しているような施設をどう今後使っていくたり、あるいは統廃合も含めて考えて

いくのかというところまでやっていく必要があるのかなと思うわけであります。

この長寿命化計画の中で、いわゆる企画設計から、最終的に配置するまでというのは、それこそ建物であれば耐用年数までかかるわけでありますので、そういった資産のライフサイクルに合わせた内容といいますか、これを今後つくっていくということだと思いますけれども、その辺はどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それぞれのものにつきましては、32年度まで策定が求められているということですから、やっていかなければいけないところですが、今、先ほど申しました橋関係、そういったものはやっております。でも、これもサイクルがありまして、1回やったらまた次もということで、次々やっていかなければいけない計画になってまいりますので、なかなか大変な話です。町営住宅とかそういったものもそのとおりなんですけれども、そういった中で、さっきお話にあったとおり、耐震化、あるいはやめてしまうとか、あるいは別なものに切りかえるとか、有効活用、そういったものを見直ししながらやっていくということになってくることですので、順次そういったものは計画をやっていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

先ほど申しましたように、この事業の内容が非常にボリュームのある事業であり、なおかつ仕事量もかなり大きいのかなと思います。

そういう意味では、さっきの実施方針の中の、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針という考え方を出示しておりますが、これはさっき言ったように、個々、個別の施設計画の策定にあわせた体制整備も必要になってくるだろうと思いますし、ある意味マネジメントをしていく上でも、計画策定をすれば、いわゆる俗に言うP D C Aのサイクルを回していく必要があるだろうと思います。

その辺の組織体制の構築という部分をどうお考えになっているか、ちょっとお伺い

したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

P D C Aということでございますけれども、今、計画を立てる中でやっていくことになるかと思います。

今まで、要するに単年度決算でしたので、こういったものについての減価償却なり、そういったものについての考え方が基本的に余り入っていないやり方で来ている状況です。それで、いろんな設備投資をしてきて、それで、なくなったらスクラップアンドビルドをするという考え方なのか、ただそういうのは、それではまずいでしょうと。これから、そういったものをもっときちっとつくっていかなければいけませんよという、見直しのことも含めての、こういった複式といいますか、そういったことがあるんだと思っておりますので。

これまでの考え方の中で、そういう考えがなくて、今度こうなっているものですか、計画上は、費用上、非常に合わないといいますか、状況でございます。そういったものを減価償却しているわけでも何でもないので。そういった中でやっていきますので、今ちょっとP D C Aをやっていかなければいけないんですけども、全てをやっていくとなると、とんでもないものになってきまして、とてもできる状況ではないということになりますので。その中で、こういったものを選ぶのか、またはこういったやり方をしていくのかという、その辺の考え方といいますか、そういったものをしっかりやっていかなければいけないだろうと思っておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

なかなか具体的な部分では難しい部分もあるんだろうと思いますが、さっき町長がおっしゃったように、ある意味これだけの資産をマネジメントしていく上では、やっぱり市内全体のグループワークといいますか、ある意味プロジェクト的な組織の中で管理、運営といいますか、そこまでやる必要があるのではないかなと思いますが、そ

の点についてはどうお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

プロジェクトというお話でございますが、現在のところプロジェクトということではなくて、財政のほうでやっている状況にあるのが現状でございます。

今後の維持管理というものについて、そういったプロジェクト等が、維持管理だけの部門といたしますか、そういったものが必要になってくるのかということについては、今後検討していかなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

その辺も、かなり大きな事業、仕事になるんだろうと思いますので、その辺は十分ご検討いただいて、きちんとしたものにしていただいて、今後のスタートといたしますか、それに合わせていただければと思います。

それから、もう一点であります、その中では職員研修を実施するということがありますけれども、新たな公会計制度の中では、いわゆる企業的な経営、会計管理を導入するという考え方だろうと思いますので、そういう意味で、ある意味、複式簿記の理論と実務といたしますか、そういうものは全職員に求められてくるのではないかなと思いますけれども、その辺の研修の進め方といたしますか、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

研修ということでございますけれども、現在のところ、全体のものはやっておらないところでございます。

企業会計につきましては、複式という形でやっているところでございますので、出納もいろいろ特殊な事情があるわけですが、企業会計ですので、そういった環境はあると思っています。

全体でということについて、まだ今のところは全体の研修は予定しておらないところでございます。財政関係、そういったところでは把握しているということ。会計的な問題はもちろん大切なんです、そういうことで、今後そういった管理、維持をしっかりしていきながら寿命を延ばすとか、そういった計画を持った中での運営が必要であるという考え方の切りかえといいますか、そういったことについては大切なことだと思いますので。今後、機会を見ながら、職員でそういったものはみんなして勉強していかなければいけないと思います。

議長（馬場久雄君）  
今野善行君。

10番（今野善行君）

今、職員全員といいますか、対象にした研修が必要ではないかということですが、私もこの世界といいますか、入って初めて感じているところでありますが、職員については、今この世の中もすごいスピードで変化といいますか、そういうのが動いている中でありますし、そういう中で職員の人たちが仕事をする上で、多種多様な勉強といいますか、必要なことが求められているんだろうと思います。

そういう意味で、いわゆる理論と実践という部分が必要になってくると思いますので、要するに、基本的な考え方なり理論の部分がある程度習得していないと、この会計処理は何のためにやっているのかということになってくるのではないかなと。そういう意味では、機械的に処理をするのではなくて、その辺を理解した上でやっていく。そのことが、最終的に財務諸表の4表が公表されて、町民の方も見られることもありますし、そのことによって、先ほど町長がおっしゃったように、町の財政状況の見える化が進んで、現実化していくんだろうと思いますので。例えば、さっきあったように、専門的な財政課に任せるだけではなくて、やっぱり庁舎内全体での対応をすべきではないかなと思います。

最後に、その部分だけお願いします。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

庁舎内全体ということですが、それぞれの施設について、それぞれの計画が今度、各課で、各省庁からの通達の中でやっていくところでございます。その中で、当然これは何のためにやるのかということ等も認識してやっていかなければいけないと思っておりますので。そういった意味では、各課がそれぞれにそういったものに接する機会もあるわけでございますから、そういった中での勉強といえますか、研修、それぞれ勉強していくということもあるだろうと思えます。

これからこういった形での企業経営でいくんだよという感覚は、平成18年になったときに、最初はということなんだろうということもあったと思えますけれども、それからしばらくたっておりますので、財務4表とかも出て、毎年やっているわけですので、そういった認識は100%というか、そこまではとありますけれども、みんなして認識が深まってきているとは思っておりますが、なおそういった努力はしていかなければいけないと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そういうこと、この課題は非常に大きいなということと、最終的に、これは公共施設の有効活用と、それから財務の問題も当然出てくると思えます。

財務の関係については、先ほど町長からありましたように、3年のローリング方式でやっていくんだというお話でありますけれども、資産そのものは長期にわたって運用していくということになると思えますので、非常に財政計画といえますか、資金計画も重要な部分を占めてくるんだろうと思えます。

最後に、この会計制度が入って、いろんな財務の状況が出てきて、多分、最終的には、国でも言っていますように、予算編成に活用を図るということも含めてやっていくんだよということのようであります。国が言っていることは、まちづくりの観点からと、それからいろんなインフラも含めて「国土強靱化」という二本柱で、この総合管理計画の内容が動いてきているようでございますので、そういう意味では資金計画も非常に重要になってくるだろうと思えます。



町では、年間18億6,000万円の更新費用が必要になってくるという試算になっておりますけれども、この辺の、今の本町の財政の状況は非常に優良な状況に推移しているわけでありますが、この辺の財政計画について、もう一度、町政の考え方をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

財政計画ということでございますけれども、ご案内のとおり、先ほど18億円という費用が毎年かかってくるようになりますと、そこに投資すると何もできない形になるのが、投資の中でやった場合ですね、ということでございますので、そのことについてはなかなか難しいんだろうなと。その中で、新たなものに対する投資もありますし、それと、こういったものを維持する投資といたしますか、そういったものがありますので。この辺については今、財政はおかげさまで、企業さんの好調さもあって、好調でありますけれども、こういった波というものはいろいろ出てくるわけでございますので、その辺は慎重に考えていかなければいけないだろうと。

今、中期で見ているというお話をさせていただきましたけれども、長期の、大きな見方では見えているわけですが、そこを見えているというか、そういったかかりが18億円とか、そういったものについての対応ということは、やっぱりいろいろ慎重に考えていかなければいけないだろうなと思っております。

維持管理だけで新しい発展がないというわけにもいきませんし、その辺のバランスをよく考えながら、なお要るものはきちっと管理をして、そして運用していくということが大切だと思っておりますので、なおいろいろそういったものについては、みんなして研究しながらやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

この財政の問題は、国もいろんな取り組みの内容に応じて、いろんな財政措置ですか、交付金のような形での対応も検討されているようでございますので、そういった

制度も十分活用しながら財務計画をつくっていただければと思います。

それで、2点目に入りたいと思います。

2点目であります。危険空き家の解体についてということで、ちょっと具体的な内容になってしまいましたが、空き家の傾きや主要構造の老朽化や腐食による倒壊での被害、景観や衛生上の影響など、付近や周辺に悪影響を及ぼすなど、空き家にかかわる問題が顕在化してきたことによりまして、平成27年5月から空き家対策特別措置法が完全施行されたところであります。市町村に、空き家対策に対する法的根拠がある意味この法律で与えられたということであります。

これに関連しまして、3点お伺いします。

1点目は、空き家の調査の現況と把握の状況をお伺いします。

特に、危険空き家への具体的な対策がとられているのか。中でも、既にご案内の、志田町の崩れそうなどところがあるわけでありますが、その具体的な対策はとられておられるのかどうか。その辺を、非常に危険な状況もありますので、対応状況についてお伺いしたいと思います。

それから3点目、このような空き家については、この措置法でいう「特定空家」として位置づけるといいますか、特定すれば、法に基づいて改善、指導、勧告、命令といった手順を踏むことによって代執行ができるということで、この制度を利用して解体すべきではないかということで、3点についてお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの空き家の解体についてのご質問でございます。

初めに、ご質問の1要旨目、空き家の調査と現況の把握はなされているのかについてであります。

平成27年12月から28年3月に、行政区長さんにご協力いただきまして、空き家に関しまして、町内130戸、これは吉岡地区が58戸、宮床地区18戸、もみじヶ丘、杜の丘地区5戸、吉田地区16戸、鶴巣地区17戸、落合地区16戸、この合計130戸の空き家の情報提供を受けたところでございます。

情報提供のありました空き家につきましては、所在地、所有者及び納税義務者、土地・家屋情報等並びに水道開閉栓状況、さらには写真によります外観等につきまして

調査を行い、空き家等の把握を行ったところであります。

その後、住民等からの情報提供もございまして、現在134戸、吉岡が60戸、宮床が18戸、もみじヶ丘、杜の丘が6戸、吉田地区が16戸、鶴巣地区が18戸、落合地区が16戸、計134戸の空き家等を確認しているところでございます。

次に、質問の2要旨目でございます。

当該物件におきましては、東日本大震災により被災し、町において平成23年3月30日に、所有者に対しまして被災状況を電話でお伝えしましたところ、現状の写真について送付希望があり、同日付で送付をいたしております。

同年4月には、解体の見積もり送付の依頼があり、地元会社からの解体見積もりを4月末に送付、5月中旬には所有者本人から大和町宛てに、解体ができない旨の内容の手紙が届いております。

宮城県におきましても、平成24年3月14日付で仙台事務所土木所長名によりまして、状況の写真と破損部の撤去、修繕あるいは解体等の安全確保の対策をとられますようお願い文書を送付しており、町としましても、同年4月に当時の都市建設課長名で解体を促す文書を発送しているところであります。

その後、5月には所有者から、直す意思はなく解体してほしい旨の手紙が仙台土木事務所に届き、道路管理者としての応急対応はここまでで、これ以上できない旨の話が仙台土木から町にあったところでございます。

平成26年5月には、所有者が亡くなったことと、建物の現状確認のためご子息より電話があり、現状について口頭により説明を行っております。その際に、売却を前提に不動産業者に依頼している旨の話があり、その情報については業者のホームページにおいて確認をしております。

平成27年6月には、ご子息が今までの町等との協議について確認のため来庁され、県や町の対応等について説明するとともに、解体のお願いについても再度、話をしたところでございます。

平成29年8月には、毎年行われております宮城県主催の「スクールゾーン内の危険ブロック塀等の改善指導」時に、近隣の方から当該物件が非常に危険である旨の話を受け、土木事務所職員及び町の職員により現地確認を行うとともに、不動産業者に売買状況を確認したところ、既にかかわりがない旨の回答を受けたところでもあります。

その後、11月に仙台土木事務所建築部から、12月には宮城県土木部建築宅地課建設指導班からそれぞれ聞き取りを受け、今までの経過と現状を改めて説明しているところでございます。

今後につきましては、建築基準法に基づく措置が可能かについて、県土木部建築宅地課建築指導班において現地を確認する予定となっておりますのでございます。

次に、ご質問の3要旨目、当該空き家は措置法に基づく「特定空家」として、法に基づいて改善の指導、勧告、命令の手順を踏み、代執行による解体をすべきではないかについてでございます。

特措法第2条第2項に規定いたします「特定空家等」につきましては、市町村長が「特定空家等」の判断を行い、特措法第14条第1項の規定に基づき、「特定空家等」の措置は、当該「特定空家等」の所有者等に対する助言または指導をすることができることとなっており、所有者等みずからの意思による改善を促すことから始まることとされております。

助言または指導といった行政指導を行っても、改善が認められない場合には、行政代執行を行った、または行おうとしております自治体においては、「特定空家等」の状態が改善されないと認められるときには、専門的な見地から客観的に判断をするため、法第7条に基づき設置します協議会等の専門的知識を有する方々のご意見を聴取した上で、勧告、命令を行い、正当な理由なく命令に応じないときには、氏名等の公表をするなどして、行政代執行を行っている、または行おうとしているところでございます。

議員ご指摘の当該空き家につきましては現在、宮城県が建築基準法に基づく措置が可能であるか調査予定であり、町としても県と連携を図りながら対処してまいります。

なお、特措法による「特定空家等」措置対応も今後必要と考えておるところでございます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

これは古くて新しい問題といたしますか、かなり時間を要していると感じているところであります。

既に、今の経過説明をしていただきましたように、この特措法が施行されて以降についても、県も含めて対応についてやってきているわけでありまして。

現段階で、ちょっと1つわからない部分だけお伺いしたいんですが、建築基準法に

基づく措置という中身について、第1点お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

建築基準法の措置の中身でございますが、都市建設課長から説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

今野議員さんの、建築基準法の関係でございます。県に今は相談させていただいて、県で今、動こうとしているのが建築基準法の第8条で、まず通常の家というものは、基本的には所有者さんは維持保全をしなければいけないよという部分からスタートということで、その後いろいろな手法はあるんですけれども、建築基準法上でも行政代執行という方法もございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

ちょっと時間がなくなってきたんですけれども、ということは、ある意味、先ほどの特措法の意味、位置づけというものがちょっと見えなくなってきたんですけれども、建築基準法に基づいて代執行する場合には、県が実施するという事なんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それについても課長から説明します。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

お答えさせていただきます。

行政代執行を建築基準法上やるという形になりますと、特定行政庁となりまして、建築主事がいるところという形になりますので、町内であれば仙台土木事務所、最終的には宮城県という格好になるかと思えます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

県道との兼ね合いもあって、宮城県に依存したいという部分もわからないわけではないんですが、これは本当に、特措法に基づく「特定空家等」に該当しても既にいいのではないかと。これまでの対応状況を見ても、「特定空家」として指定をして、そして代執行に持っていけるのではないかなと思ったんですが、町として特措法に基づく「特定空家等」に位置づける考えはあるのかどうか、お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどのお答えにもありますけれども、今は県のそちらで考えておるところでございますが、そういった中でやれないと、今もう現在動いているわけでございますので、そういった場合には特措法の対応も今後必要とは考えております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

現状が現状でありますので、ある意味は非常に危険な状態でもありますし、また町並みからいったら景観上も問題かなと思いますので、すぐにでも代執行ができるような状態にあるのではないかなと思います。

そういう意味では、そういった危険の部分のリスクを避ける意味でも、早急にやっぱり取り組みを進めるべきではないかと思いますが、最後に町長のお考えをお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますが、今、県土木で現地確認ということで既に動いているところがございまして、まずそちらを優先させたいと思いますが、その後につきましては、代執行といいますか、「特定空家」の方法ということになってくるといいますので、そういった方法にいかざるを得ないんだろうなど。あとは費用の回収の問題とか、そういったものがまたその場合には当然出てくるわけですが、安全ということもありますので、そういったことは考えていかなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういう危険の状況にありますことと、代執行になれば、これは税金等と同じように、町の債権として、例えば土地があるわけでありまして、差し押さえをすれば、そういうことも可能になるのではないかなと思いますので。代金の回収も余り心配しないで、早急にやるべきではないかなと思うんですけども、とにかく今、自然災害といいますか、風も強いし、雨が降れば嵐だしという、非常にそういう災害、自然状況もありますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

答弁は要りませんね。以上で今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は、あした3月7日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時11分 延 会